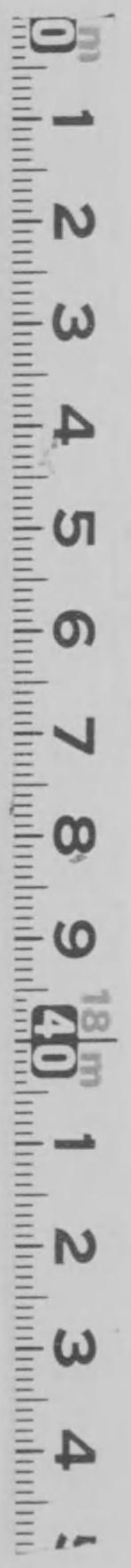


390
88



始



35.9.29

日本社會問題史觀

渡邊幾治郎著

大正
14. 9. 29
內交

自序

近代の日本に生起せる社會問題の意義から起原發達を尋ね、その特性特質を明かにし、以て社會問題の研究とその解決とに幾分なりとも資せようとするのが本書の目的である。予は社會問題の研究には比較研究と歴史研究の特に必要なることを高唱するもので、比較研究でなければ、東西洋の社會問題を比較し、その普遍性を明かにして、その意義を究め、彼の進歩せる經驗と解決法とを學ぶことが出来ない、歴史研究でなければ、社會問題の起原發達を尋ねて、その特殊性を明かにし、特殊な研究と解決法とを求むることは出来ないと思ふのである。この故に予は本書に於てもこの兩研究を併用し、一は以て近代日本の社會問題の興起を世界共通な必然的の歴史的事實として觀察し、一は以て我が社會問題は我が國情及び歴史を基礎として生じた問題で、彼が國情及び歴史を基礎として生じた彼が社會問題と必しも同一でない、そこに特殊なあるものがなければならぬといふことを

見ようとしたのである。併し、この比較研究といふことは我が文明協會の主要目的の一として、社會問題に關する幾多の名著がこれまで翻譯紹介されてあるので、従つてこの方面のことは力めて省略し、予は主として歴史研究の方面に力を盡すこととした。併し何れにせよ淺學且薄識な著者のこととして思ふ事の幾分さへも述べ能はず、説いて盡さず、記して詳かならぬことを遺憾とし、讀者の厚き諒察を請はんとするものである。

更に讀者の諒想を得んとするは、予が本書の記述に於て史料の極めて不足せしことである。近代日本の歴史は未だ學術的研究を経てない、特に社會的歴史——社會運動、社會政策、社會主義等に關する歴史——は普通歴史家の閑却し、除外したことであるばかりでなく、社會運動は多く社會主義者によつてなされたといふことから、社會主義が極端に排斥された近代日本に於ては、その運動も多くは同一運命を蒙り、その史料たるべき文書記録の類も玉石共に焼かれて存しないといふ状態である。予の職務より接する多くの明治功臣の書簡記録及び官邊の文書等に於てこれを見出すことが尠ないのみでなく、新聞雜誌上に於

てすら見出すことが尠ないのである。されば予が本書に於ける社會問題の歴史的記述の如きも頗る不完全で、時には孫引の史料に據るの止むを得ざりしを恕して欲しいのである。予はたゞ本協會員が予の志を諒とし、その説の誤謬を是正し、史料を供給し、予のこの研究を御助成あらんことを冀望する次第である。爰に本書敘述の目的及び由來を述べて序文に代へる。

大正十四年八月

識者著

目次

第一章 社會問題概論

- 一 社會問題の意義……………一
 - 二 社會問題解決の必要……………三
 - 三 社會問題研究の必要……………六
- 比較研究 歴史的研究

第二章 歴史上の社會問題

- 一 上古及び中世の社會問題……………九
- 二 近世の社會問題……………一四
- 三 徳川時代の社會政策……………一九

- イ 社會政策の動機……………一九
- 一、政治の本義から
- 二、社會の組織から
- 三、社會生存の必要から
- ロ 社會政策……………三三
- 一、土地の兼併と貧富の懸隔を抑止す
- 二、米價の調節
- 三、物價の制限
- ハ 社會事業……………三三
- 一、賑恤救濟
- 二、貧民の救助
- 三、施療病
- 四、救荒
- 五、授職防貧
- 御仕入役所
- 人足寄場
- 貧民授産場
- 六、土木事業
- 四 明治維新と社會革命……………四〇
- 一、封建制度の破壊と四民平等の制
- 二、所有權の確保と職業の自

山 三、人權の發達

第三章 現代の社會問題……………五四

- 一 産業革命……………五四
- 日本の産業革命……………五七
- 二 産業革命と社會の變化……………六六
- 一、社會組織の變化
- 二、社會思想の變化
- 三、生産方法の變化
- 日本社會の變化と新階級の勃興……………六九
- 自由制度の成立と特殊な經濟政策……………八五
- 三 社會問題の發生……………八九
- 四 勞働問題……………九〇
- 一、生活の不安
- 二、失業
- 三、勞働の機械化
- 四、幼少年及

(四)

び女子労働の弊 五、工場設備の不完全

日本労働問題の發生……………一九四

産業革命初期の日本の労働状態……………一九六

五 貧乏問題……………二二八

六 貧乏の原因……………二二三

イ 分配の不公平と収入の不足……………

ロ 生産の不足……………

ハ 無用なる消費……………

第四章 社会問題の解決……………二四八

一 社会主義か社会政策か……………二四八

二 社会政策概論……………二五五

日本社会思想の發達と社会生活……………二五八

三 社会政策の動機……………二六六

第五章 社会政策各論……………二七一

一 貧乏絶滅の社会政策……………二七一

イ 分配の公平と多量を期する政策……………二七二

最低賃銀法 利益分配法 産業經營委員會 工場委員會 租

稅政策 累進的直接稅 相續稅 消費稅の輕減

ロ 生産の豊富を期する政策……………二八五

産業公有法 日本の官營業

ハ 無用なる消費を省く政策……………二八九

公營質局 産業組合 産業中央金庫 勤儉と社会問題

(五)

(六)

- 二 労働者保護に関する社会政策……………二九七
- 工場法 日本労働立法……………二〇四
- 社会保険法 日本社会保険法……………二〇四
- 職業紹介所……………二〇四
- 三 社会事業……………二二七
- 社会事業低資融通 感化及び矯正事業 矯正院 恤救 罹災
- 救助 軍人救護 共済組合……………二二七

第六章 労働運動……………三三一

- 一 労働運動の發達……………三三一
- 二 労働組合……………三三四
- 日本労働運動……………三三八

(七)

- 労働者の組合運動……………三三七
- 労働組合期成會 鐵道矯正會……………三三七
- 労働運動の思潮竝に傾向……………三六八
- 労働運動の壓迫……………二八五
- 治安警察法以後の労働運動……………二九三
- 三 近時の労働運動……………二九七
- イ 戦後の労働運動とその趨勢……………二九七
- ロ 我國労働運動の趨勢……………三〇三
- 物質的原因 精神的原因 労働運動の變化 労働運動の實際化
- 無産階級の政黨 労働運動に於ける要求の變遷……………三〇三
- 四 國際労働會議……………三三三
- 五 農業労働運動……………三四一

小作爭議

第七章 日本社會問題の特殊性

一 皇室と社會問題……………三四九

二 皇室の特殊性と社會問題……………三五二

 皇室の普遍平等性 皇室御料 現代の皇室財産……………三五二

三 社會問題に對する皇室の傳統政策……………三五九

 豪族の抑止と小民の保護 犠牲的精神……………三五九

四 皇室と社會事業……………三六五

 皇室社會事業の歴史 現代の皇室社會事業……………三六五

目次終

第一章 社會問題概論

一 社會問題の意義

社會問題とは何ぞ、その意義は如何、この問題の含む處は廣汎にして、多岐多様、その意義は複雑にして、廣狹種々の解あり、學者各々その解釋を異にす、これを簡單に定義するは、極めて困難である。併し予は社會問題とは、社會組織の不平等から來る社會の缺陷か、社會人民の生活に及ぼす問題である、と言はゞ略々その要を盡すであらうと信ずる。社會を構成する分子は同一でない、民族の異同あり、階級の異同あり、同一民族及び階級の間にも、優劣強弱の差あるを免れない。昔日の希臘諸國に於ける貴族と平民、ローマ國に於ける固有民族と征服民族、封建時代に於ける武士と平民、現代に於ける資本家と勞働者、若しくは地主と小作人の類である。何の時代、何の社會に於ても、絶對平等に組織

されてゐるといふことはないのである。かゝる場合、優強なる民族や階級は、その時代及び社會を支配し、左右し、劣弱なる民族や階級を壓迫し、甚しきは虐使酷遇するに至る。また社會の制度、慣習は優越なるそれ等支配民族及び階級の作爲せるもので、自己民族及び階級に都合善きやうに作らるゝを常とする。貴族が社會を支配すれば、貴族に都合善き制度、慣習を、資本家が社會を支配すれば、資本家に都合善き制度、慣習を作る。その爲めに社會の劣者、弱者たる被支配民族及び階級は、常に不利益の地位に立つ、この制度慣習の不公平より來る不利益と、社會組織の不平等より來る壓迫との爲めに、社會の劣者、弱者の生活は脅威され、困窮し、不安の狀に置かるゝを免れないのである。社會問題の起るはこの爲めで、これをその儘に放任せんか、その結果は社會の組織及び根本に重大なる影響を及ぼし、社會の進歩發達を阻害し、遂にはその組織を破壊し、滅亡せしむるに至るのである。

それで壓迫された被支配民族または階級が、自からこの問題を解決し、その壓迫を撃排

し、惡制惡慣を排除し、生活の困難より脱出し、若しくは優強者たらんと努力するを社會運動と稱し、國家または社會がこの問題を放擲する能はざるを覺とり、これが解決の方法を講ずるを社會主義若しくは社會政策と稱する。前者は根本的改革を主張し、社會組織そのものを變革すべきことを唱ふ。後者は漸進的改良を主張し、現代の社會組織を維持しながら、國家若しくは社會の力によつて、これを解決せんといふのである。この社會政策によつて、國家、社會若しくは個人が、この問題を解決せんとして行ふ施設を社會事業と稱するのである。

二 社會問題解決の必要

社會問題は最も重要な社會現象にして、その解決の如何は實に一國の盛衰隆替、文明の消長進歩、人民の存亡死活に關する重要問題である。國家には種々の重要な問題がある、内治問題があり、外交問題があり、教育問題がある。併しこれ等諸問題の基調となる最も

重要な問題は社會問題である。思ふに現代社會に成起する諸問題の七八分までは、經濟問題即ち生活問題で解決される。外交問題が經濟問題を基礎とするはいふまでもない。各國は總て自國の經濟的利益を基として、外交政策を樹て、ゐる。米國の排日法たる移民法も、米國の下層人民の生活問題の上に樹つ社會問題に基づくことは否み能はぬ事實である。また現代の國際競争は各國が自國産業の發展に必要とする原料品と、生産品の販賣市場とを獨占しようとすることから起るので、全く經濟問題に歸因するといふは、獨り社會主義者のみのいふことでない。内治問題も亦國民の生活を基礎とし、政治はその幸福と安寧とを計る爲めに行はる、のである。前世紀までは、國家政治の最大の目的は、領土の擴張、國威の宣揚といふがごきことにあつたが、現代は國民の生活を安定し、その幸福を冀ふといふ、所謂生活問題、即ち社會問題の解決が主となつたのである。かくの如くして總ての問題は、國民の生活を基礎とする社會問題がその基調となるのである。例せば今日道德が頹敗して、危險思想が行はれ、國民思想が壞亂し、愛國の觀念が乏しくなつたと歎

するものがあるが、併し今日の人は生きんが爲めに、他を顧みる暇がないからである。今日の犯罪の十の八九は生活問題から來てゐる。昔時希臘都市の人民は奴隸の勞働によつて養はれ、生活の憂がなかつたから、文學や哲學、藝術に遊ぶことを得て、非常の文化を開いた。また封建時代の武士は封祿を給せられて、生活の保證を得てゐたから、その主君の爲めに死するといふ節義を養ひ、道義學問を勵み得たのである。併し現代は父祖の遺産によつて生活する以外の人、何人も自己の努力に據るの外生活し能はない。この人人に直に節義道德を望み、學問藝術を求むるは無理である。彼等には與へねばならぬものがある。故に將來國家の繁榮、道德の興隆、文化の發達、人民の幸福を希望するには、先づ社會問題を解決して、人民の生活を安定、鞏固ならしむるを以て、第一の務とせねばならぬのである。社會問題が最も重要な問題で、國家及び社會の總ての問題の基調とならねばならぬといふ理由は爰にあるのである。

三 社會問題研究の必要

社會問題は社會の組織及び制度の不平等と缺陷に伴うて、必然に起るもので、理想的黃金社會が現出せない限りは、何處の社會でも、何の時代でも發生するを免かれない。人或は社會問題を以て、現代特有のものとなし、他に比較し、參酌すべきものがないと思ふのは、歴史的事實を無視するからである。併し注意せねばならぬは、社會問題は何時も存在するが、時と所によつてその性質を異にする。例へば封建時代の社會問題と現代の社會問題と同じからざる如きことである。この相異は社會組織の實質が、常に同一でないからである。或はまた社會問題を以て古今同一で、東西揆を一にするとなし、古を以て今を律せんとし、或は西洋の社會問題を以て、直に我が問題となさんとするは社會問題の本質を究めぬからである。社會問題は何の世にも、存在するが、何の時も同一でないこと、即ち社會問題にも、一般歴史的事實と同じく、特殊性を有する問題と、普遍性を有する問題と

二あることを忘れてはならぬ。特殊性とは、或る時、或る所にだけ起り、二度と起らぬこととて、普遍性とは、同一事情や境遇の下には何處でも起り、何時でも存在することである。例へば露西亞の土地問題、我が國の小作問題の如きは、露西亞の農奴制度、また我が國の農業制度に伴うて起る特殊の社會問題で、他に類例を見ないが、彼の工場労働問題の如きは工場制度に伴うて起る世界普遍の社會問題である。併し特殊性と普遍性とは、一問題に於てしかく截然と區別せられるものでない、常に兩性の錯綜するを免かれない。例へば小作問題の如き、特殊の問題の中にも、小作料の問題は勞資間の分配問題で、普遍性を有する。また工場労働の如き、普遍性問題の中にも、工女問題は我が國の特殊問題である。社會問題解決の困難にして、研究の極めて肝要な理由は此處にある。特殊性と普遍性との別を明かにし、その異同特質を究めねば、その對策を講じ能はぬ點にある。されば現代社會問題の解決如何を講ずるには、先づ縦に社會問題の歴史を究めて、その變遷と發達の跡を探くり、以てその特殊性を究めて、特殊の解決法を求め、横に各國の社會問題の發

達性質を究め、比較によつて、その普遍性を知り、彼の進歩せる解決法を學ばねばならぬ。故に予は先づ社會問題の我が歴史を尋ね、これを彼に參酌し、比較し、以て現代社會問題の解決に及ぶであらう。

第二章 歴史上の社會問題

一 上古及び中世の社會問題

社會問題は社會組織に胚胎する、我が上古の社會組織はどうであつたか、上古の社會は族制組織と稱せらるゝ、氏上と稱する族長は、その子弟妻妾僕隸より伯叔甥姪從父兄等の多數の族民、即ち氏人及び部曲民を統轄して、その總宗家たる皇室に奉仕し、その職業を世襲してゐた。その族長に大小あり、族民多くして大なるを大氏と稱し、族民少くして小なるを小氏と稱した。蘇我、物部等は大氏で、最も勢力が強かつた。氏の外に朝廷より賜はつた加波彌あり、臣、連、國造等と稱し尊卑の等級を表はした。その中でも大臣、大連は氏族の上位にあつたので、社會上にも、政治上にも、優越な地位を占め、遂には他の卑弱なる氏族を併せ、莫大の土地を收め、多數の人民を支配するやうになつた。これ等の状

態から政治上に於ては、氏族專制となり、氏族の中でも最強な大臣、大連等は政治を擅にし、私事に人民を使役し、人民の租税を徴收し、往々僭上の行爲あり、遂には篡立を圖り、弑逆を敢てし、皇室をも危くせようとするものさへあるやうになり、社會上に於ては、土地の兼併が行はれ、貧富の懸隔が烈しくなり、爲めに人民の生活が壓迫され、困窮し、人民相互の争が止まないと云ふやうになつた。大化元年九月の詔に、

臣連伴造國造、各置_ニ己民_一。恣_ニ情_一。割_ニ國縣山海林野池田_一。以爲_ニ己財_一。争戰不_レ已。或者兼_ニ併數萬頃田_一。或者全無_ニ容針少地_一。及_ニ下進_一調賦_ニ時_一。其臣連伴造等先_レ自收歛。然後分進。修_ニ宮殿_一。築_ニ造園陵_一。各率_ニ己民_一。隨_レ事而作。

と宣ひて、兼併の甚しきを説いたのは、文飾の假説ではあるまい。また大化二年八月の詔に、

始_ニ王之名々_一。臣連伴造國造。分_ニ其品部_一。別_ニ彼名々_一。復_ニ以_ニ其民品部_一。交雜使_レ居_ニ國縣_一。遂使_ニ父子易_レ姓_一。兄弟異_ニ宗夫婦_一。更_ニ互殊_レ名_一。一家五分六割。由_レ是争競之訟盈_ニ國充_一。

朝終_レ不見_レ治。相亂_ニ彌盛_一。

と宣うた。一家五分六割、争競の訟國に盈ち、朝に充つといふのは、前の詔と對照して、當時人民の生活状態が想像されるのである。要するに豪族の壓迫と兼併によつて、多くの人民は寸尺の地を有せず、豪族に使役されて、奴隸的生活を送りて困窮したばかりでなく、相互の間争競して、止まなかつたのである。當時の社會問題はこの状態から生じた。如何にしてこの豪族の專横を抑止して、族民を解放し、貧富の懸隔を絶ち、生活を安定にし、平和を招致すべきか、問題で、且つ急務であつた。この問題を最先に解決しようとしてみたのが、我が聖德太子（用明天皇の皇子推古天皇二十九年薨）で、これを完全に解決されたのが、太子の歿後約五十年に現はれた中大江皇子後の天智天皇である。皇子は孝德天皇を援けて、大化の革新を斷行し、豪族の私有せし全國の土地人民を收めて、公土公民となし、班田收授の法を以て、その地を等しく人民に分與したので、完全に豪族の擅制を打破し、貧富を平均し、人民を解放し、生活の安定を與へたのである。この詳細は後に

また述ぶるであらう。

(111)

併しこれ等の土地公有の主義及びこれによつて行はれた班田收授の法も、次第に崩壊して來た。これは人口の増加に比して、耕作地が缺乏して來たので、開墾地所謂墾田が奨励せられ、それ等の墾田の私有が漸次認めらるゝやうになつたからである。墾田の奨励は歴代試みられたが、元正天皇の養老七年四月には、三世一身の法とて、人民が新に池溝を造つて墾田を營んだ者には、子孫三世の間所有を許し、若し舊來の池溝をその儘使用して營んだ者には、一身の間だけ給與するといふ法を定め、その後天平十五年五月には、遂にこれ等の制限を撤して、墾田の永久私有を許すこととした。たゞその結果、權門勢家が己が地位や權力を利用して、無制限に墾田を營み、土地を占有するに至らんことを恐れて、各人の開墾高を制限し、皇族一位及び朝臣一位の者は五百町まで、初位以下庶民は十町までとし、最上と最下間に七の等級を設けた。これ等奨励法の結果として、開墾は盛に行はれ、耕作地は大に増加したが、その増加の地を所有した者は矢張り、當時の權門、勢家若

しくは信仰の中心たりし寺院であつて、一般人民は與からず、却て彼等に役使されて、その壓迫を受くるやうになつたのである。また班田收授の法も次第に棄れ人民は地を還さず、官も亦強て取上げ得ぬやうになり、これまで私有を許さなかつた土地も、自然に私有の狀に歸し、院宮、社寺、王臣家等の權勢家か、次第に土地を兼併して來た。これ等の墾田並に兼併の地が、我が中世に行はれた莊園の起源である。この莊園が全國に充滿するに及んでは、茲に再び權勢家たる特權階級の横暴となり、國家に租税を納めず、富源の地を獨占し、人民を役使するので、貧富の懸隔は激しくなり、人民は困苦を極め、種々の社會問題が起つたのである。この問題を解決しようと試みられたのが、文武天皇から桓武天皇、次では醍醐、後三條等の諸帝である。共に莊園を整理し、權門勢家の兼併を抑へて、多數人民の幸福を圖らせられたのである。併し遂に充分の志を達し得なかつたのは、莊園の成立と土地の兼併は、當時天下の大勢で、如何ともされなかつたのであらう。

(112)

二 近世の社會問題

鎌倉及び室町時代に於ても、人民の生活中心の社會問題は常に存在し、これに對する社會運動及び社會政策は絶えず行はれた。特に室町時代になつては有力な政府が存在せないので、社會制度の頽廢期たりし爲めか、所謂下剋上とて、下より上を凌ぐ事、即ち貧民は富豪を、下層民は上層民を凌ぐ風が盛であつたから、社會運動は活潑に行はれた。土一揆と稱した暴動はこれ等の風から起つた一種の社會運動である。また徳政と稱し或る期間内に於ける賣買、貸借、質入等の契約に關する凡ての權利義務を破棄したのは、その始め一種の社會政策であつた。併し今これ等のことは悉く略し、現代に最も關係深き、徳川時代のそれ等を概述して、現代社會問題解決の参考に供しよう。

徳川時代は我が國の封建制度が最も完成した時代であつた。その社會は階級組織で支配階級たる武士と被支配階級たる農工商とに分れてゐた。武士階級は全く社會の中心で、總

ての制度、法令はその便宜とそれを鞏固にする爲めに作られ、平民階級はこの階級の維持安全を計らんが爲めに、生存を許されたものと見做されたのである。當時農民即ち百姓は工商人に比べて大に重ぜられたが、それは彼等が米穀を生産し年貢米を納むるからであつた。故に百姓第一の務は領主に年貢を納むることである。若し年貢を皆納せないので逃亡するものあらば、人相書を諸方に出し、草を分けても探し出さねば止まなかつた。それで個人が年貢を完納せなければ、村としてその義務を果さねばならなかつたのである。されば年貢の未進者即ち滯納者の督促及び處分は極めて嚴酷で、一定の期日までには納めぬ者は、戸主は勿論妻子に至るまで、手錠を施し、或は水牢の刑に處し、或は土間住居を命ずる等の體刑を科した。年貢を納むるに窮して可愛い娘を遊女に賣るなどいふ話は珍しきことではなかつた。彼等は常に疎衣廉食に甘んじて、農村に土著するここを強制された。これは農村人口の減少は、土地の荒廢となり、延て年貢米の不足を來すからである。當時の明君、賢相は農は國の本なりと稱して大にこれを獎勵したが、これ皆自分等の爲である。世

に徳川家康の上意として傳ふる、

郷村の百姓共は死なぬ様に生ぬ様に三合點し收納申附様に
また本多正信の本佐録に

百姓は天下の根本也、是を治るに法有先一人くの田地の境目を能立て、扱一年の人用作
食をつもらせ、其餘を年貢に收べし百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に治る事道なり、
云々といふことが、當時の租稅政策の原則で、また政治の方針とされたのでも明かであ
る。

農に次で工業も重ぜられた。工業には座または株の制を設けて、従業者の数を制限し、
他よりこれ等の職に就かんとするを禁じ、或は租稅を免じ、特別の保護を加へた。併しこ
れ亦全く自己階級の維持の爲めである。封建の諸藩は各々獨立國の態を爲し、一朝事あれ
ば、直に封域を鎖したから、各藩互に自需、自給の計が必要で、戦時に於ては武器、糧食
の軍需品、平時に於ては藩民の日用必需品は、可成領内の産出物を以て供給せねばならな
い。

かつたから、これ等貨物の生産及び販賣に従事する一定の工商業者を必要としたのであ
る。また藩の體面維持の爲めに、或は運上冥加金の徵收等の爲めに、諸藩の城下には一定
の市街と市塵とを必要とし、またその繁榮を欲したから、工業ばかりでなく、商業さへ保
護奨励したのである。併しこれ等の保護奨励は何れも農工商業者、其の人の利益幸福を冀
ふ爲めでなくて、全く武族階級を鞏固に維持するの必要から出た政策である。故に彼等に
は職業の自由も、居住の自由も、移轉の自由も認められない、己が生れた土地に定著し、
終生營々として、他の爲に勞働せねばならなかつた。彼等には人格が認められない、無禮
があれば切捨てにされるのである。特に最も輕んじ賤しめられたのは商賈の徒で、彼等は
兎角安逸に耽つて末利に従事し、高價なる奢侈品を販賣し、儉約政策を破壊し、士風を壞
る者とさへされて、動もすれば、壓迫せらるゝを免かれなかつたのである。

徳川時代に於ける社會問題はこれ等の社會組織に基因する武士階級の壓迫と誅求とに
苦しめられた平民階級の生活困難から起つたのである。この時代に於ける社會運動の隨一

と見るべきは、百姓一揆であるが、これは多く重税に對する反動運動である。如何に當時農民の負擔が重かつたかは、前述の家康の上意からでも推測される。租税は六公四民を原則としたが、諸種の賦加税が加つたから、凡そ八公二民となり、十分の八迄は徴收された。若し肥料代、農具料等を辨じなば剩す處がない。勤勉の百姓にして、漸く生計を維持することを得た位のもので、動もすれば數町の田地を所有して、逃亡する者すらあつたのである。勿論全國盡くそうといふのでなく、時には吉宗將軍とか、前田松雲公とか、上杉鷹山公とか、白川樂翁公とか、幕府及び諸藩の間に明君賢相の出でて、善政を施し、百姓を休養せしめたこともあつたが、何れかと言へば壓迫誅求に苦しむ處の多かつたのは事實である。その上彼等は職業の自由、居住移轉の自由もなく、その栽培する作物すら自由に選擇することを得なかつたから、貧乏を避け免かる、道がなかつたのである。工商の徒も前述の特權を有する以外の者は何等の保護もなく、のみならず職業の自由がないので、己が好む得手な職業を選んで勉強することが出来なかつたから、貧乏する者が多かつたのは

無理からぬ。かくの如くこの時代に於ける平民階級の貧乏は、全く當時の自由なき武士本位の封建的社會組織に基因したのである。當時の人は貧乏を怠惰の結果となし、人を訓誡するに稼ぐに追附く貧乏なしといふ語を以てし、今の人もこれを信じ、昔の貧乏は道德問題で解決され、今日の貧乏は社會問題の解決で、解決される、一は道德的で、一は社會的であると説くものもあるも、未だ當時の社會事情を究めぬからである。

三 徳川時代の社會政策

イ、社會政策の動機

當時の支配階級は如何なる政策を以て、これ等の社會問題を解決しようとしたか、今先づその政策の因て起る理由、即ち如何なる動機に基りて、當時の社會政策が行はれたかを少しく述べやう。この動機を現代の社會政策の動機と比較對照するときは、古今の相異を發見し、極めて有意義の事となるのである。

一、政治の本義から 幕府の制、將軍は諸候に對し、諸候は領民に對し、政治の全權を有し、絶對の權を有してゐた。殺すも生かすも、その自由である。權利があれば、茲に義務と責任とがある。領主には領内統治の全義務と全責任とがあつた。徳川吉宗の政事鑑に「領内より非人出候義は國主の恥なり」といふ語がある。當時の明主は領内に一民のその處を得ざるあるは、皆我が罪であると信じた。若し政治の至らぬ爲めに、貧窮に陥り、或は疾病老弱自から養ふ能はぬ者あれば、これを賑恤救済するは、領主當然の責任とされたのである。

二、社會の組織から 封建社會は武族を以て、社會組織の中心となし、一切の制度慣習はこの中心組織を維持し、鞏固ならしめ、安泰ならしむる爲めに作られ、農工商の徒は總てこの目的の爲めに生存するものと見做され、職業の自由も、居住移轉の自由も與へられなかつた。既に自由なきが爲めに、職業を得ず、飢え病みて自から療する能はぬ者があればとてこれはその人の罪のみでない、これを賑恤救済するは政治の全責任を有する領主當

然の義務である。況んや領主の要する米穀を産出する爲めに、或は領主の要する貨物を生産せんが爲めに生存し、勞働する人達が、生活し能はぬとせば、これを救済するはまた領主當然の責任であるとされたのである。

三、社會生存の必要から これ等の弊害をその儘に放棄せんか、遂には封建社會の根本組織に危険を及ぼすに至る。農は國の大本であるとして、特に保護されたのは主としてこの理由に出で、農民の貧困は農業の衰微となり、直に年貢米の不足となつて、支配階級に影響すること極めて大きいからである。その他工商に對するもそうで、一種の御用工商の趣ある一定數の工商の徒は、社會維持の必要から、これを保護し、彼等にかゝる社會問題を放擲し能はぬかつたのである。

かくの如く政治の主義から、社會組織の事情から、また社會維持の必要から、社會問題を放擲し、置くことが出来ないで、種々の社會政策を行つたのである。併しこれ等の動機

の總てが、悉く總ての社會政策の動機となつたのでない。或る政策には或る動機が主とな

り、或は従となる、悉く一樣でない。例へば賑恤救済の政策は、主として第一及び第二の動機によつて行はれ、第三は従であるが、農工商徒の保護政策の如きは、第三の動機が主となつて、第一第二の動機は従であるといふ如きである。

ロ、社會政策

一、土地の兼併と貧富懸隔を抑止す それは土地制度に現はれた田島永代賣買禁止の制と田島割換の制の如きは、その重要な政策である。

一、田島の永代賣買の禁止は、寛永二十年三月の令が始めてある。三月十日代官に令した中に、

一、身上能百姓ハ田地ヲ買取彌ヨロシクナリ身體不成モノ令估却而猶々身上成ヘカラサルノ間向後田地永代ノ賣買可爲停止事、

とあり。また同十一日に發布した土民仕置覺の中にも、田畑永代之賣買仕間敷事とあり。

この月田畑永代賣を罰するの刑を定め、賣主は牢舎の上追放、買主は過怠牢とし、その田

畑は代官または地頭にて没收することとした。これより以後も屢々同様の令を發して、その禁を戒飭し、徳川氏の世を終るまで、代々の執政者はこの制を遵奉して、敢て改めなかつた。この制度の本旨はその令にもある如く、土地兼併の弊を防ぎ、貧富の懸隔をして甚しきに至らしめざらんが爲めであつた。地方凡例録に、

一、永代賣之事、田畑ヲ永タイニ賣渡シテハ百姓家督ニ離レ有徳成百姓ハ次第二田地多クナリ小百姓ハ段々潰レ後ハ一村ノ田地一兩人ニテ所持イタシ又ハ他村ノ百姓ノモノトナルニツキ、

云々とあるのでも、その趣意は明かである。しかしかゝる禁令があつたにも關はらず、民間に於ては讓渡、質流その他種々の方法によつて、永代賣買の實は行はれたやうである。併し全國一般を通じて見るに、土地の兼併甚しに至らず、今日に至るまで自作農の數、比較的多くして、外國の如く少數の所有者に専有されなかつたのは、この制度の存在した爲めであるといはるゝのである。

二、田地定期割換の制も、貧民に對する一種の社會政策とも見らる、最もこれは藩主によつて命ぜらる、處もあつたが、多くは土地共有の觀念から發達し、村民互に幸不幸なく、平等にその益を受くるといふ習慣から起つたことである。この制は無論全國悉くといふにあらざれど、東北、關東、北陸、九州と殆ど全國に亙り、壹岐の如きは全島概して行はれたといふ。この制の起因は悉く同一であるまいが、その主たる目的は收穫の公平と租稅負擔の平均を計り、且つ田地の荒廢するを防ぐ爲めであつた。その法は上、中、下の各田を適宜に組合せて、一分としてこれを配當し、三年、五年、十年と一定の年限が來れば、その配當を改むるのである。この法は明治になつて、永代賣買の禁が解かる、まで、實行されたのである。平戸松浦家の舊記、寛政七年六月の「郡方仕置帳」に、

一、田畑之儀者、惣而作人を極、永代不變様に致候へば紛敷議も無之手入等致候儀も心懸能作人難行届土地も次第に宜相成道理に候へ共、所に依り村に依り候而は平等に不相成又は子供數多有之竈を分け候節、又は無跡者等有之、田畑割付配當致候節之差障にも

不相成に就き右様之所は三年に一度、五年に一度宛、一免限代官庄屋扱頭其外所々老人作方功者のもの寄合會議の上平等に割直し、振鬮を以て作付相極少しも依怙最負不仕様可申付事、

また「壹岐國在方定格」に、

一、田畑割之義は先年被相定候通郷中打寄田畑上中下を見定、一割宛之作所不同無之様致置鬮入を以、作人相極可申候、右割方に就き最負之計於有之者代官、庄屋小役人に至る迄屹度越度に可申付候田畑割立會之小役之者共、何れも誓詞致させ代官見届可申事、

○内田博士日本經濟史の研究

とあるので、その目的方法等はほゞ明かである。

二、米價の調節 徳川時代に於ける國民經濟の根本は米であつた。その異常の昂騰と低落とは、共に直接に士民の生活を脅威した。米價騰貴すれば、消費階級たる工商始め細民は困窮し、米價低落すれば、生産階級たる農民及び知行米によつて生活する士人は困窮を

來した。また米價の下落は一般に工商の歡迎する處なれど、封建都市たる城下町、農民相手の小都市は購賣力の減退から疲弊するを免かれなかつた。故に徳川時代に於ては米價をして高からしめず、安からしめず、常に相當の價格を維持せしむること、即ち米價調節といふことは、最も重要な經濟政策であり、また社會政策であつたのである。これには種々ある。

第一は法令の力で價格を左右し、制限しようとしたことで、米價昂騰して、諸民困窮するときは、商賈を戒飭して暴利を制し、買入を禁じ、出来るだけ廉價に販賣せようとする。「利慾に拘らず勸辨致し、可成だけ下直に賣出し可申候」ミカ、若し「一身の利益を考へ、高直を申立て、格別の利分を貪る者あらば、吟味の上急度沙汰に及ぶべし、」(天明七年未五月令)など、令するは珍しきことでなかつた。これが更に進んでは、法令で價額を制定することである。この例は多くはない。明暦六年一月江戸大火で、米價昂騰して市民困窮したので、金壹兩に七石以下たるべからずと令し、享保二十年米價下落して、士民

困窮したので、諸國拂米金壹兩につき米壹石四斗以上、大阪は米壹石につき、金四十二匁以上とし、これ以下にて買ふ者には壹石につき銀十匁宛の運上を出さしめたといふ。

第二は米穀の需用供給の調節によつて、米價を調節しようとしたことで、(一)米價昂騰すれば、需用を減じて、供給を増加し、(二)米價下落すれば、需用を増加して、供給を減少するのである。(一)の方法としては、

イ、酒造米を制限して米穀の消費を防止することである。その年の凶作の度に應じ、平年の三分の二、二分の一、若しくは三分の一と制限することを常とした。寛永十九年九月に、酒造は昨年二分の一とし、新規の酒屋を停止せしめた如きは、その令の初のものであらう。

ロ、飯米の節約を令し、雜穀その他代用食品を用ひて、米穀を喰延ばさしむることである。享保十七年西國地方の飢饉に懲れた人民は、上下共に盛に實行し、その令も出てる。その他米穀增收の方法として、開墾を奨励して、米穀の增收を計り、(享保時代最も

盛に行はれた)或は畑作を制限して、米田の耕作を努めしめた如きことも能く行はれたのである。

ハ、市場の在米を増加し、豊富ならしめんが爲めに、商賈に令して買、買置を禁じ、貯藏米を賣出さしめ、官府では社倉、義倉等を發いて、糶米を出し、また諸國に令して江戸大阪等に米穀を廻送せしめた。享保十七年西國の飢饉に際し、幕府が東北の大名に令して、米穀を大阪、四國に積出さしめ、この歳の冬に大阪堂島に十八萬千七百石の米を備へたといふ如きは、その一例である。この廻米の反對に、諸藩では藩内米穀の減少を防がんと爲めに、他領に米麥の輸出を禁ずる津止の令の如きが屢々あつた。

(二)の方法としては、(一)の方法を逆に行つたことが多く、酒造の制限を解き、若しくは獎勵に近きことを許したことがある。文化三年に、新規造酒を許し、酒造高もこれまでの高に拘はらず、仕入相稼くべし云々と令した如きは、その著しき令である。また市場の在米減少策としては、米の買上を令した。享保十六年正月に、米價下落につき米價引立

の趣意として、幕府では、商人共の米残らず買上、その商人の土藏に入れ、公儀より封印を付けられ、また江戸大阪市中の富民に分限に應じ、買米を仰付け、或は二十萬石以上の東西諸侯に、買米を仰付けて、市場の在米を減少し、價格を引上げようとしたことがあつた。

三、物價の制限 徳川時代に價額の制限を計つたのは米價ばかりでなかつた。未だ自由制度の行はれない時であるから、幕府や諸藩政府は、法制を以て物價勞銀及び地代等に干渉を試み、その暴騰を抑へて、下落を計つた。これは武士保護ともなればまた人民保護ともなつた。

明暦三年八月に令して、上大工壹人につき、銀三匁飯米共にとし、外に上屋根葺、疊さし、木引、上佐官、上石切と上等職人の直段を定め、その以下の下等職人は雇人との相對で、定めさせることとした。また風火災等に際して、諸職人が高賃銀を食ふことを抑止せんとする法令は屢々あつた。享保十五年九月に、

昨晦日風雨に付大工屋根葺左官諸職人竝日用賃錢高直仕間數候尤竹丸太板類其外直段上ケ申間數候若高直ニ致候儀相聞候ハ、急度可申付候と令したのは一例である。またこれ等の職人が仲間組合を作つて、高直を取らうとするを抑ふる令は、明曆三年以來、これまた屢々あつた。また家賃や店賃を制限した令もある。天和四年二月に、

町中諸問屋商人諸職人何事ニ而モ一同之申合一切仕間數候尤商賣物直段之儀時々之相場ニ賣買可仕候竝店々借り借シ宿賃之儀共一味之申合堅仕間數候若相背者於有之ハ急度曲事可申付者也

といふことがある。甚しきは享保十八年二月の如く、困窮の者には當分の内地主家主より、地代店賃を免除すべしといふ觸さへあつた。一般の物價に對しても、直段引下の令は度々出でた。物價が騰貴せんとするときは、常にあつたやうである。例せば寛保二年八月に、

先達而諸氣高直に仕間數段相觸候處今以諸氣高直之由相聞不届候此已後米穀ハ勿論諸氣直段引下ケ下直ニ商賣可仕候若高直ニ致候者於有之ハ遂吟味急度可申付條此旨町中可觸知者也

とある。これ等の制は幕府時代を通じてのことで、慶應元年三月にも、三奉行に嚴令して、物價を引下けしめようとしたことがある。併し如何に嚴令しても、商人とて損をしては賣られぬから、更に貧民救助の目的から、燈油とか、米穀ミかの日用品を、廉價に販賣せしめ、貧民には町會所等の切手を渡し、指定の商家に就き、これを購はしめ、商家には後にその損失金を辨償するといふ法もあつた。

ハ 社會事業

一、賑恤救濟 貧窮に陥り、疾病に罹り、或は老廢して自給し能はぬ者を賑恤救濟し、或は醫藥を給し、加療せしむるは、當時の社會組織及び政治主義から、必然に起つた社會事業で、最も能く行はれた。幕府の百箇條中にも、

- 一、鰥寡孤獨輩は、尤可加憐是仁政之基たる事とあり、また百箇條と稱する一に、
- 一、四民之外穢多哺啜オホトク瞽男盲女無告族古來憐之與活是仁政之始成ると知へき事とあるが如く、爲政者は爰に最も意を用ひ、その爲めには種々の方法を講じたのである。
- 二、窮民の救助 地方に於ては郡奉行や代官は毎年春期に管内を巡視し、百姓の生活状態を調査し、貧窮者あるときはこれが救済の法を立て、町家では大目附や町奉行等に命じて救済せしめた。その一に困窮者に扶持米給與の法がある。享保六年九月の令に、
町々ニオイテ親妻子又ハ自分モ重ク相煩カセギモ不罷成絶命オヨビ候類之者モ候ハ、御扶持米可被下候間遂吟味可訴出候但右八年來其所ニ住イタシ候者之事ニ候とて、救助すべき者の資格を定めてゐる。寛政四年五月には、更に
一、七十歳位より以上に而夫並妻にわかれ手足之働も不自由に而やしなわるべき子も無之見繼可遣ものもなく飢にも可及者

- 一、拾歳位より以下に而父母にわかれ見繼可遣ものも無之類
- 一、年若に候共貧賤なるもの長病に而見繼可遣ものも無之飢にも可及類と定めたのもある。これ等の窮民にそれ〴〵扶持米を給したのである。
- 三、施藥療病 貧窮の病者に藥を施し、治療せしむる施藥療病の設備は、幕府及び諸藩にあつた。幕府には享保七年十二月、江戸小石川薬園内に創設せられた小石川養生所といふのが、模範的のものであつた。これは小川箏船といふ町醫の上書によつて成り、當時唯一の慈善病院で、貧民の疾病に罹りて、醫藥の資に乏しき者を救養した。外來と入院を取扱ひ、入院患者は始め四十人を定員としたが、後には百十七人に増加した。その設備は漸次整頓し、内科、外科、眼科等の分科が出来、幕府滅亡まで續いた。
- 四、救荒 水旱風霜等の天災によつて、凶歉となり、或は水害火災等によつて、人民困窮したときには役人をその地に遣はして、その實況を視察せしめ、罹災者に米穀を給するを常とした。御救粥といふのはこの制の一である。天災地變等により耕作を害せられ、物價

騰貴して生活する能はざる者ある時は、粥を作り、或は米穀のま、給與するのである。その期間は麥または稻の收穫せらる、までの期間に於て、二十日或は一ヶ月の間とし、一人一二合を限度とした。その米穀は官府より支出する許りでなく、當時の富豪は多く官府の特別の保護を蒙つてゐたといふので、またその義務を負はされ、米穀を支出せしめられたのである。

救荒の制に於て最も重要なものは社會の制である。社會或は義倉ともいふ。平時米穀または金品を醸出貯積し、水旱等の凶歉に備ふるのである。幕府始め諸藩に行はれた。水戸の光國卿は領内三里四里を隔てた處に、稗倉を建て、年々一定の稗を貯藏し、凶災の備とした。稗は米と異つて、紅腐の憂なく、百年の久しきに堪ゆるから、最も備荒の用に立つのである。この法傳へて烈公の時に至る、その間幾度か飢饉の患があり、世間には多くの餓俘を見たが、水戸領内の民はこの爲めに死を免かれたといふ。幕府では寛政三年に、樂翁侯松平定信が創設した糶倉の制は最も完備したもので、江戸總町數一千五百十一町より、

各家の収入に應じて月々積立てしめ、この積金にて糶を買入れ、これを貯へ置いて凶歉時疫に賑恤し、鰥寡孤獨及び篤疾者を賑給した。糶倉は數ヶ所に設け、その管理は殆ど町會所の自治に任じた。維新後町會所は廢せられたがその積金は區の共有金として残つた。また紀州藩に行はれた借麥の法といふのも一種の救荒の制である。紀州藩では頼宣入國以來領内の貧窮にして、自ら支ふる能はざる者を救恤せんが爲めに、領内各所に麥稗の類を貯へしめ、若し貧民あるときは庄屋をして願出でしめ、郡奉行、代官の吟味を以てこれを貸與した。借受者は後に返納するを定めとしたが、その資力なき者には全く給與した。

五、授職防貧 人に職業を授けて、貧窮に陥ることを防止するは社會事業として最も貴重のものである。これまた幕府諸藩とも種々行はれた。その代表的の事業を二三擧げやう。

御仕入役所 紀州藩が熊野地方に設けた御救仕入役所は最も面白い仕組である。熊野地方は山岳重疊して平野に乏しく、耕作が能く行はれぬから、紀州藩は諸所に御仕入役所と

いふを設け、土民に金穀を貸與して、山業に就かしめ、その伐材製炭せるものを最寄の役所に運搬せしめ、その工費駄賃を給し、或は私人に低利の資金を供し、伐材製炭を営ましめ、その製品を購入する杯幾多の方法を設けた。故にこれを御救仕入役所と稱したのである。役所ではその仕入たる貨物を和歌山、江戸、大阪等に積出して販賣した。この法も後世には専ら利益を目的とするやうになり、却て民業を壓迫する弊害があつたが、最初は御救が主たる目的であつたのである。

○和歌山縣誌

人足寄場

江戸幕府に於て松平定信が創設したもので、感化救済と授職を目的とした社會事業である。これは南北の町奉行、寺社奉行及び加役方にて取扱ひたる囚人の内、輕罪敲き拂等に處せられたる後、引取人なく若しこれを追拂へば、直に元の無宿者となりて、犯罪人となるべき虞ある者、竝に單に無宿者にて、非人にあらざる者を收容し、相當の業務を授けて、これを感化し、正業に就かしむるの主旨に出でたもので、今の石川島竝に常陸國筑波郡の上郷村に各一箇所を設けた。場内の職業は大體大工、建具、差物、塗師、

米春、油絞、蠟灰製造、炭團、薬細工及び農業等とし、その適する業に従はした。また日雇稼として場外に出たし、或は川渡の人足、道路橋梁、その他官衙の普請に際しては、人足として場外に出して働かした。入場者は通常午前八時を以て業に就き、午後四時に休業するの定めであるが、中には拂曉より夕刻まで勞務に従事するものもあつた。その勞逸の差に依て、支給の賃錢にも自から差等があつた。賃錢の内二分は毎月これを本人に下付して、自由に消費せしめ、一分は預かり置きて、出場後の資本に供するを例とした。毎月三日心學者に囑して道話を講ぜしめ、收容者の感化遷善に力めた。入場者の数は寛政五年には、一日平均百三十二人にして、文化文政の頃には多くて百五十人を出なかつたが、天保七年の饑饉以來増加し、同十三年十二月末には、四百六十人を算し、水野忠邦の改革後無宿ものは勿論江戸拂以上の追放者を悉くこれを寄場に收容したので、弘化二年には六百餘人に増加し、同年中に於ける一日平均数は五百八人となり、幕府瓦解の際には四五百人の間を昇降したといふ。

○賑恤救濟小史

寛政二庚戌年二月二十六日

松平越中守殿御渡寄場人足御仕置申付候^{○中} 其方共義無罪之者に付佐州表へ可差遣處此度厚き御仁惠を以、加役方人足に致し寄場江遣し銘々仕覚え手業を申付候舊來之志を相改、實意に立かへり、職業を出精いたし、元手にも有附候やうに致べく候身元見届け候は、年月の多少に無構右場所を差免、百姓素生之ものは、相應之地所を被下、江戸表出之ものは、出生の場所江店をもたせ、家業可致させ候尤公儀よりも職業道具被下候歟、又はその始末により、相應之御手當可有之候、若又御仁惠の旨をも辨へず、申付に背、職業不精にいたし候歟或は悪事等於有之は重き御仕置可申付者也。

貧民授産場

貧民救助に授産事業とを兼ねた代表的の社會事業は、加賀藩五代の領主前

田綱紀松雲公として知られてゐる人の御小屋の設である。寛文九年加賀領内が凶歉で、領民の乞食に陥るものが多かつたので、綱紀は一大施行場を設けてこれを救恤し、翌年には更に城南笠舞の地を相して數十棟の家屋を新築し、二千餘人の乞食を收容した。屋舎は人

これを非人小屋と呼ばず、敬してこれを御小屋といつた。收容者に對しては男一人に一日米三合、女は二合、幼少者には齡に準じて給し、他國者及び病人等には男五合、女二合五合以上を給した。この外鹽一匁五才、薪二百目をも與へ、被服は夏冬二回を以てこれを給した。收容者醫療の爲めには、特に病院の設けあり、數名の醫員は御小屋専務を命ぜられた。御小屋に收容する者は郡奉行や町奉行の申立によるもの、或は自から來つて收容を願ふもの、外に、御小屋付の足輕をして、日々金澤の城下を巡察せしめ、乞食、病者、飢人等あれば、自領他領の別なく、伴うて御小屋に入れしめた。收容者の中、藝能あるものはこれを保護して、各自適するの業に従はした。また技能なきものには、原料を交付し、繩、草履の類を造らしめて、これを販賣し、その純益を貯蓄して、漸次に獨立の生計を營ましむることとした。御小屋創立の當時には工作の資本に充つるが爲め、藩庫の金十貫目を貸附したが、作業の利益頗る多く、數年ならざるにこれを返納し、別に獨立の資本を備ふるやうになつたといふ。また生計の計畫が立ち、辭し去らんとするものには、衣服金穀

を給與して直にこれを許し、僕婢を求むるものあるときは、これに應ぜしめ、或は移住歸農を奨勵し、男女を配合して、一村を新設せしめ、器具資本を給與して荒野を開墾せしめた。今の河北郡片瀧村はその新村の一であるが、今日ではその富力縣下第一と稱せらる。○賑恤救濟小史

六、土木事業 その他水旱風霜等の凶歉にて、人民困窮し、職を失ふ者多き場合には、築堤、浚渫若しくは開墾等の土木事業を起して人民に賃錢を給して、工事に従事せしめた。享保十八年正月幕府は江戸の飢民を救はんが爲めに、城濠の濠を命じたさいふが如きこの例である。紀州藩ではこれを弱人普請と稱し、凶歉の節には盛に試みたところである。

四 明治維新と社會革命

幕府及び諸藩は封建政治の本義より、その社會組織に伴ふ事情若しくは社會維持の必要より、種々の社會政策を實施したが、多くはたゞ一時を粘塗するに過ぎず、到底當時の社

會問題を解決し得なかつた。幕末に至つては人民の生活は益々困難なるのみであつた。慶應の末年大阪の高麗橋畔に、

乍恐今じめつ（自滅）爲致吳候歟、又は米三百目位に爲致吳候哉、右兩用共出來がたく候へば上町初市墨に致候間、乍恐御返答承度此段張紙を以奉願上候。以上月日難澁者より御老中様○日本社會史

と書いた張紙があつた。細民の窮狀は遂に生か死かその一を選ばねばならぬ有様になつたのである。それで慶應三年十二月の復古大號令の中にも、

近年物價格別騰貴如何トモスベカラザル勢富者ハ益富ヲ累ネ貧者ハ益窘急ニ至リ候趣と叫ばれてある。要するに當時の社會問題も發生の原因から見て、社會組織と制度そのものを革めねば、到底解決される筈がなかつたのである。この問題を解決したのが、明治維新である。明治維新が政治革命であると共に、社會革命であつたのはこの爲めである。要するに明治維新によつて、社會上産業上に於ける舊制度慣習が悉く打破せられて、平等な

自由な制度が樹立せられ、且つ私有財産の制も確立せられ、茲に始めて封建的社會問題が解決されるに至つたのである。今これを詳述すれば、

一、封建制度の破壊と四民平等の制 第一は封建制度が破壊され、四民が平等となり、全國王土王民たる古制を回復した。慶應三年十二月九日には復古の大號令を發し、幕府及び攝政、關白を廢し、總裁、議定、參與の三職を置きて萬機を親裁し、經紳、武辨、堂上、地下の別なく、至當の公議を竭さしめ、攝籙、門流を廢して廣く人材を登用し、言論を洞解し、貴賤に拘はらず、忌憚なく獻言せしめ給ひ、殊に民は王者の大寶なりと宣はせて、人民尊重の意を示させ給うた。次で明治元年三月十四日には五ヶ條の御誓文を發し、廣く會議を開いて、萬機は公論によつて決する事、官武一途庶民に至るまで各その志を遂けしむる事、等の五事を祖宗の神明に誓はせられ、國民に下された御宸翰には、天下一人もその處を得ざるは、朕の罪なりと仰せられ、

汝億兆能ク朕カ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公義ヲ採リ朕カ業ヲ助ケテ神州ヲ保全シ列

聖ノ神靈ヲ慰ミ奉ラシメハ生前ノ幸甚ナラン

と告げさせ給うた。これは明かに封建專制の制度を撤去して、四民を平等にし、一般に政治に參與するの端緒を開き、人民と共にこの國土を保全せんと思召し給うたのである。二年一月薩長土肥の四藩主は版籍奉還の議を奉つた。その議には元來我國は皇統一系萬世無窮普天率土その有にあらざるはなく、その臣にあらざるはない。中葉以降朝廷の權がなくなつたから、姦雄迭に乘じ、弱の肉は強の食となり、その大なる者は十數州を併せ、小なる者猶士を養ふ數千、所謂幕府なる者の如きは、土地人民を擅にその私する所に頒ち、以てその勢權を扶植した。我々は土地人民を徳川氏から受けたと思ひ、また祖先が鋒鏑で取つたものと思ふのは大なる過で、丁度兵を擁して、官庫に入り、その貨を奪ひ、これ死を犯して獲る所のものさいふのに異ならない。庫に入るものは、人その賊たるを知る、土地人民を攘奪するに至ては、天下これを怪しまない。名義の紊れたことこれより甚しきはないと言つてゐる。また

抑臣等居ル所ハ即チ天子ノ土臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ安ゾ私ニ有ス可ケンヤ今謹
テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル願クハ朝廷其ノ宜ニ處シ其與フベキハ之ヲ與ヘ其奪フベキハ
之ヲ奪ヒ凡列藩ノ封土更ニ宜ク詔令ヲ下シ之ヲ改メ定ムベシ

と言つて版籍を奉還しようとしたので、その年六月その請を許し、そのこれを請はないも
のには更に諭してこれを奉還せしめた。それで従來諸侯の有した土地人民は大化革新の時
に於ける如く、悉く國家の土地人民となつた。仍つて諸侯公卿の稱を廢して、共に華族と
なし、次で中下太夫以下の稱を廢して、却て士族及び卒となし、それ等人々の采地を收め
て祿制を定め、二十一等に分ち、それ〴〵稟米を給した。これによつて封建組織は全く破
壞され、四民平等の階梯を爲した。次の最も大なる平等主義への施設は、五年八月に學制
を頒布して、從來士人以上のものとした教育を解放して、平民男女にまで普及し、邑に
不學の戸なく、家に不學の人ならしめんことを期すとて、全國を八大區に分ち、每區一
大學校を置き、一大學區を三十二中區とし、區毎に一中學校を置き、一中學區を二百十小

區となし、區毎に一小學校を置き、全國を五萬三千七百六十區とし、その數の小學校を置
かうとしたことである。更に大なるは五年十一月徵兵令を布いて、國家の防備に必要な
兵役の義務を特別なる階級の者にのみ負はすことなく、國民一般の義務となし、男子二十
歳に至る者は盡く兵籍に編入することとした。是に於て兵農一に歸し、士民の別は全く撤
せられたのである。

二、所有權の確保と職業の自由 普天の下率土の滔王土王臣にあらざるなしといふ思想で、

諸侯の土地人民を收めて、悉く國家のものとしたが、それ等の土地を如何にするか、問
題で、田地の賣買を嚴禁して兼併の弊を絶たんといふものと、自由に賣買を公許すべしと
いふものと二つあつたが、遂に後者の説が勝を占めたのである。今日一部の學者は何故に
維新の際から、土地國有主義を押し通さなかつたか、さすれば今日のやうな烈しい貧富の
差も起らなかつたらうと悔しがるやうであるが、これは歴史の勢を知らないからである。
維新は多年壓迫された人民の權利の勃興せんとするときである。且つそれ以來我が國是と

された富國主義を實行するには、どうしても個人の活動に待つ外はない。これには人民の權利を尊重し、自由を與ふるが第一であつたのである。これ等の勢から土地に對しては、私有制度が確認せられ、職業に對しては自由が確保せられたといふことは、歴史上必然の勢であらう。されば土地の永代賣買に就ては、明治元年十二月の布告を以て、

拜領地並社寺除地之外村々之地面ハ素ヨリ都テ百姓持之地タルヘシ然ル上ハ身分違ノ面ニテ買取候節ハ必名代差出シ村内之諸役無支爲相勤可申事

町分之地面ハ向後都テ町人名前之券狀タルヘシ

云々とて、先づ假に所有を認め、賣買も許したが、愈々四年十二月には、東京府下の土地に初めて地券を發行し、五年二月には、

地所永代賣買ノ儀從來禁制ノ處自今四民共賣買致所持候儀被差許候事

と令して、公然と土地の所有と賣買とを公許した。これから全國民有の土地には、一般に地券を附與することゝなし、明治二十二年に地券を廢して、土地臺帳となした如き沿革は

あるが人民に土地の所有權を認め、賣買を公許すといふ大主義は確立せられたのである。また幕府時代には人民は貢租の事に苦しみ、御用金の仰付けや、貸借金の斷延や棄捐によつて、私有財産權は脅かされた。されば維新の新政に於ては、この點に最も注意し、元年八月には諸國の税法、先づ一兩年は舊貫によるべしと令し、二年十月には府藩縣一致の制度を建つるまで、税法の改革を見合すべきことを令してゐる。これは諸藩とも財政困難の折、名を税法の改正に借りて、重税を課するに至らんことを慮つたからである。また猥に用金を課せんとするを抑へんとて、四年十二月には地方官員等が役威を以て、人民に調金せしむるものあるは以の外の事なれば、堅く禁止すべしと令した。かくて愈々六年七月には、地租改正の詔を下され、租税は國の大事、人民休戚の係る所なり、従前其の法一ならず寛苛、輕重率ね其の平を得ず、仍て之を改正せんと欲すと勅せられ、地租改正條例を發布し、舊來區々であつた田畑貢租の制を悉皆廢止し、土地を丈量し、土地の價格を定め、地價の百分の三を貨幣を以て納めしむることゝした。地價改正の業は明治十年に至るまで

完成しなかつたが、この條例より租税徴集の法が定つて、猥に租税を賦課することがなくなつた。また六年三月には、新舊公債證書發行條例を發布し、弘化元年より慶應三年の間に、諸藩に於て借用したものを舊公債とし、明治元年から明治四年七月までの間に、舊諸藩に於て借用したものを新公債とし、その利子返済方法を定めた。この條例の制定により舊政府時代の無法なる借入金、または御用金の方法は全く跡を絶ち、純然たる法律の思想に基きたる公の貸借のみとなつた。これ等地租改正、公債條例で財産權は益々安全となつた。

職業の自由、居住移轉の自由に就ては、明治二年一月箱根始め諸道の關門を廢して、交通を自由にし、四年七月廢藩と共に全く居住移轉の自由を認め、何れの地を問はず旅行往來し、定住し、借住し、または寄留することを得しめた。四年四月には地方官に令して、猥に商工業に座、株等の制限を立て、新税を課することを停止したのは、職業の自由を許したものと見られる。この年十二月華士族の農工商の職業に従事することを許したのも、

職業自由の一である。

幕府時代に於ては國家が物價、地代、家賃、勞銀等に對して、干渉的の立法を試み、相對契約を仲々に許さなかつたが、明治維新以後は、次第に自由に放任されるやうになつた。この主義が最も明瞭に示されたのは、明治五年八月の布告で、

地代店賃ノ儀從來東京府下ヲ始メ間々其制限ヲ立置候向モ有之哉ニ相聞候處以來ハ雙方共相對ヲ以取極メ致貸借候義可爲勝手事

一 諸奉公人諸職人雇夫等給金雇料ノ儀是亦自今雙方共相對ヲ以取極メ候儀勝手次第タルベシ尤諸職人等是迄得意或ハ出入場ト唱ヘ常ニ備ハレ先キヲ極メ置候分雇主方ニテ他ノ職人雇入候節彼是故障筋申掛ノ者モ有之由向後右様心得違無之様可致事

右之通相達候條各府縣ニ於テ管内無洩可觸示事

と發布された。これより契約の自由は明かに認められて、産業は益々自由となつた。かくて資本主義經濟の基礎は定まつたのである。

三、人權の發達

既に四民の平等を認め、職業の自由を許した新政治は、追々に人權を尊重するの實を示した。既に復古の大號令に民は王者の大寶なりと宣はせ給ふたは、人權尊重の第一聲である。明治三年九月には平民の苗氏を稱するを許し、四年八月には士族を戒しめ、武門の流弊に泥み、動もすれば瑣屑の不敬を咎め、甚しきはこれを刃殺するが如き陋習を止め、この月また華士族平民の相婚嫁するを許し、六年一月華士族平民の互に養子取組を許したのは、人權の尊重と平民の社會的地位の増進である。この年五月妻が離婚を請求しても夫がこれを許さず、數年の久に互に終に嫁期を失ふに至るは、人民自由の權利を妨害するのであるとて、妻の父兄或は親戚より直に裁判所に訴出づるも苦しからざる旨を布告した如きは、如何に人民自由の權利が重じられたか、明かである。郵便規約を發布して、信書の祕密を保證したこともこの年三月であつた。劣等族開放として有名なのは、四年八月穢多非人の稱を廢し、身分職業共平民と同様たるべしと定め、穢多二十八萬三百餘、非人二萬三千四百餘、製皮者雜種七萬九千餘、合せて三十八萬二千八百八十六人の賤民を悉く平民籍に入れたことと、五年十月人身を賣買致し、終身又は年期を限り、其主人の存意に任せ、虐使致し候は人倫に背き、有まじき事なりとて、僕婢、娼妓、藝妓等の如き人身賣買類似の所爲を禁じ、娼妓藝妓等年季奉公人一切解放可致、右に付ての貸借訴訟總て不取上候事と令し、一般に雇傭契約の年限を制限し、普通雇人は一年、徒弟は七年を限としたこととである。この二令によつて、我が國の劣等族は全く跡を絶つた。九年三月に一般の帶刀を禁じたので、武士唯一の特權たる帶刀もなくなつて、全く平民と變りがなくなつた。

併し未だ法律の上で、四民盡く同等といふまでは行かなかつた。三年十二月頒布の新律綱領及び六年六月頒布の改定律例には、尙ほ士族、官吏、華族及び僧侶に對しては閏刑と稱し、名譽を重んじて自裁、または自宅閉居等の特別待遇を許してゐた。例へば新律綱領には、

凡士族罪ヲ犯シ、本罪答刑ニ該ル者ハ謹慎ニ處シ、杖刑ニ該ル者ハ閉門ニ處シ、徒刑ニ

該ル者ハ禁錮ニ處シ、流刑ニ該ル者ハ邊戍ニ處シ、死刑ニ該ル者ハ自裁ニ處ス、若シ賊盜及ヒ賭博等ノ罪ヲ犯シ、廉恥ヲ破ルコト甚シキ者、笞杖ニ該ルハ廢シテ庶人ト爲スニ止メ、徒以上ハ仍ホ本刑ヲ加フ、罪科未タ定ラサル者ハ監倉ニ入レ庶人ト別異ス、卒モ亦之ニ準ス、

と定め、改定律令第十三條にはこれを改め、

凡士族罪ヲ犯ス者ハ謹慎、閉門、邊戍、自裁ニ處スル律ヲ改メ、一體ニ禁錮ニ處ス、若シ姦盜等ノ罪ヲ犯シ、廉恥ヲ破ルコト甚シキ者、懲役百日以下ニ該ルハ、除族ニ止メ、一年以上ハ仍ホ本刑ヲ加フ、罪科未ダ定ラザル者ハ、監倉ニ入レ、平民ト別異ス、としたが、併し禁錮といふも自宅内の一室に鎖鑰せしめ、外人に接見通信することを許さないだけで、家族は出入することを聽されてあつた。それが十年十一月の改正で漸く若し姦盜等の罪を犯し、廉恥を破ること甚しき者は、除族して本刑を加ふといふだけになつた。この閏刑が全く廢せられたのは十三年七月頒布の刑法(十五年一月一日より施行)か

らで、國民の階級によりて刑を輕重することを止め、法律の前には四民を盡く平等となした。

これ等は最も顯著なる維新改革の事業で、從來武族本位の封建的社會組織を一變して、政治的にも、社會的にも、はた法律的にも、四民平等を認め、職業の自由と私有權とを基礎とする現代社會組織の基を定めたのである。明治二十二年二月發布の帝國憲法は國民に參政の權利を與ふると共に、維新以來與へられたこれ等國民の諸權利を國家の根本法を以て保障したのである。かくて我が現代の社會組織は憲法の上に立ち、國法を以て擁護せられ、恒久的性質を帶ぶるやうになつた。この社會組織及び制度の變化によつて社會問題も亦變化し、爰に現代社會問題の發生を見るに至つたのである。

第三章 現代の社會問題

現代の社會問題は歐洲に於ては、産業革命と佛蘭西革命とにその端を發し、我が國に於ては、明治維新と次で來れる産業革命とにその端を發してゐる。その發達の跡を尋ねるに略その揆を一にする。故に現代の我が社會問題を了解するには、先づ先進國たる歐洲諸國の社會問題の起源發達を尋ねて、彼我を比較するの必要があるのである。

一 産業革命

産業革命は世界に於て、英國に最も早く行はれた、それは十八世紀の末であつた。佛獨の諸國は十九世紀の前半に行はれ、我が國の如きは明治維新以後に於て萌芽し、日清日露の戦後、産業の發達により革命の勢漸く成り、最近眞の革命が行はれたのである。英國では十八世紀末以來、織物紡績等の産業機械が發明せられて、各種の生産業に應用せられ、

蒸汽機關が發明せられ、汽船汽車が作られて、交通運輸業に應用せられるに及びて、生産の方法は俄かに進歩し、生産品販賣の市場及び原料供給地の範圍が擴大されたので、大規模の工業が經營せられ、工場は各所に設立せられて、産業の状態を全く一變するに至つたのである。一七四〇年英國の鐵産額は一萬七千三百五十噸に過ぎなかつたが、一九一〇年には一千万噸に上つた。紡績工業の産額は一七六〇年には僅かに二百萬圓であつたが、一九一〇年には十二億圓に達した。また交通運輸の發達により生産品の販路が擴張したので、商業も亦頗る發達した。綿花貿易は一七八八年より十五ヶ年間に三倍に増加し、北米合衆國の綿花輸出は一七九二年には二百七十五捆に過ぎなかつたが、一九一三年には九百二十五萬六千捆となつた。歐洲と北米合衆國の貿易總額は一八三〇年より五十年間に、八十割の増加を來した。而して産業及び貿易の發達は著しく人口の増加を促し、英國は十九世紀の前半に於て殆ど二倍し、歐洲の人口は十九世紀の間に一億七千五百萬より、三億九千二百萬となつた。また商工業の勃興は人口の都市集中となり、十七世紀に於てはロンド

市の人口は五十萬であつたが、今日では七百萬に達した。歐洲で十九世紀の初には人口十萬以上の都市は僅かに十四さへなかつたが、十九世紀末には百四十となつた。これ等の變化を稱して産業革命と稱するのである。

千七百六十四年頃にジェームス、ハーグリーブスと云ふ貧しき織物工は「スピニン
グ、ジエニー」と稱する紡績機械を發明した。

千七百六十九年リチャード、アークライトと云ふ理髮工は「ウォーター、フレーム」と
て水力に據る紡績機を發明して專賣特許を受けた。

千七百七十九年には織物工サミュエル、クロムプトンといふ者は「スピニング、ミ
ール」といふ紡績機を發明し、前の二發明を結び付けてこれを完成した。これより綿
絲紡績業は全然手工業の域を脱して機械的となつた。

千七百八十五年にはエドモンド、カートライトは第一の力織機を發明し、千八百年以後
に於て廣く行はれ、これより織物業も機械的となつた。

千七百六十九年ジェームス、ワットは蒸汽機關を發明した。この年單動唧筒機關の專賣
特許を得、千七百八十二年には複動推進機關の特許を得た、これより蒸氣を以て各種
の機械を動かす原動力として用ふるやうになつた。

千八百〇七年にローベルト、フルトンは小形蒸汽船の製造に成功し、千八百三十八年
は大形の蒸汽船の製造に成功して、始めて大西洋を横斷した。

千八百十四年にローベルト、スチーブンソンは汽罐車を發明して蒸氣力を陸運に利用
し、千八百二十五年には英國に於ける最初の鐵道が運轉せられた。

日本の産業革命 明治維新後、西洋文明の輸入と俱に各種の産業並に交通、運輸、通信の
業は、政府の熱心なる指導獎勵と企業經營の下に創始された。明治元年政府は商法司を設
けたが、翌二年これを廢して、通商司を設け、官民有志を誘つて、通商會社及び爲替會社
を組織せしめた。これ我が國會社業の始めである。次で四年七月、大藏省中に勸業寮を置
き、農業、開墾、牧畜其の他各種の産業を指導獎勵し、七年一月これを内務省に移した

が、内務卿大久保利通は歐米巡回後深く西洋諸國の富強に感じて、我が産業を發達せしめようと思つて、積極的方法を取り、富岡製絲場、下總種畜場、千住製絨所、新町屑絲紡績所、新宿勸業試験所等を設けて、西洋流の農業や生産業を起すことを力めた。明治の我が産業の發達はこれ等の事業及び大久保卿等の努力に負ふことが極めて多い。これより先き明治二年七月北海道には開拓長官を置き、北海道開拓の爲めに各種の事業を經營せしめた。五年十一月に銀行條例が發布せられ、國立銀行は諸方に創設されて、金融の便を計り、十五年十月日本銀行が創立せられて、金融業を統一した。かくて我が産業の基礎は置かれたのである。

鐵道は明治五年五月品川横濱間に、次で新橋横濱間に開通し、七年五月神戸大阪間に、十年二月京都大阪間に、十三年七月神戸大津間に開通した。何れも官設である。十五年には朝野の間に日本鐵道が計畫せられ、會社組織を以て成立し、十六年には上野熊谷まで、十七年には高崎前橋まで通じ、また大宮より分岐して宇都宮、白河、仙臺、盛岡と進み、二

十四年には青森まで達した。官設は益々進み、十七年中仙道鐵道を企てたが、後これを改めて東海道線となし、二十二年全線の開通を見るに至つた。鐵道の利益は民間にも漸く認められ、十八九年以後私設鐵道は各所に勃興し山陽鐵道、九州鐵道を始め、甲武、水戸、兩毛、關西、大阪、南海、京都、阪鶴等の諸會社は諸所に興起し、互に線路占領に惱殺されるの風であつたが、政府は二十五年六月鐵道敷設法を發布して、先づ全國重要な線路はこれを國營となすの方針を定め、數期に分けて、これが完成を期した。即ち中央及北陸連絡線、北陸線、北越線、奥羽線、總武線、常陸線、近畿線、山陽、山陰線、四國線及び九州線これで、二十六年には國有、私設兩鐵道の延長二千三十九哩に達した。

海運業は明治三年、政府はその所有船舶及び大藩所有船を以て、汽船會社を設け、回漕會社と名づけ、通商司に屬さしめたが、四年八月それ等の汽船を合一して、日本帝國郵便蒸汽船會社を設立せしめた。これより先土佐藩土岩崎彌太郎は、土佐藩船六艘を以て三菱商會を開いたが、八年九月三菱商會は、郵便汽船三菱會社と改稱し、日本帝國郵便蒸汽船

會社を合併した。政府はこの年より十五ヶ年間、毎年十五萬圓の航海助成金を與へたので、三菱商會の基礎は益々鞏固になつた。この年三菱商會が横濱上海航路を開いたのは本邦外國航路の最初である。併し三菱商會は獨占を利用して大分專横であつたので、十五年七月には政府は民間有志を説いて共同運輸會社を設立し、その資金の二分の一、二百六十萬圓を出資して海運業を營み、三菱商會と大競争を試みたが、十八年九月に至つて兩社は合併し、日本郵船會社となつた。當時の資本金は一千一百萬圓、所有汽船五十八艘六萬八千七百噸、外に帆船十一隻四千七百噸であつた。この年十二月新に遞信省は設置せられて通信、運輸事務を管掌した。前年五月大阪商船會社は設立せられ、二十年四月淺野回漕部が開かれた、後の東洋汽船會社である。二十六年十一月日本郵船會社は孟買航路を開いた、本邦遠洋航路の始めである。二十九年三月始めて歐洲航路が開かれ、八月北米航路が開かれ、十月濠洲航路が開かれた。この年三月政府は航海獎勵法と造船獎勵法とを制定し、航海及び造船獎勵の方針が確立したので、我が海運業は益々發達の機運に向つた。

郵便制の發達を見るに、明治三年十二月政府は公用の繼飛脚及び町飛脚を改め、東海道の幹道に沿ひたる十二藩六縣に令し、各驛に書狀集函及び切手賣捌所を設けしめ、四年三月より東京大阪間に毎日一回、約三日の行程を以て、公衆の信書遞送の道を開き、同年中更に新聞紙、印刷物、書籍、商品、見本等の郵送をも取扱ひ、線路を長崎、函館等の重要な都會に延長し、翌五年には全國重要な都市に普ねく達せしむるに至つた。六年には郵便を全く政府の專掌となし、また始めて葉書を發行した。十五年十二月郵便條例を改正し、料金を全國均一とした。これより郵便制度は益々完成し、二十五年には小包郵便の制が開かれた。

外國郵便に就ては、明治五年三月假に海外郵便の制を設け、横濱、神戸、長崎に於て英米佛の設けた郵便局と聯合して、外國郵便を取扱うたが、八年一月米國と郵便條約を結び、同年七月に萬國郵便聯合條約が實施せられたので、我が國も加盟し、十年六月から英佛諸國とも直接に通信し得るやうになつた。

電信は明治二年十二月東京横濱間十八哩の間に架設したるを始めとし、五年に電信取扱規則を定め、七年九月電信條例の制定と共に漸くその基礎を確立し、十八年にはその幹線を普ねく全國に通ずるに至つた。外國電信は、明治四年大北部電信會社に於て長崎と上海及び浦港間に海底線を沈設し、六年始めて外國電信を取扱ふたが萬國電信法によりて直接外國電信を取扱ふたのは明治十一年である。十六年韓國と海底線設置條約を締結し、大北部會社をして日韓兩國間に電線を沈設せしめたが、二十四年にはこれを賣收し、三十一年十二月には臺灣福州間の海底電線を清國電報局より賣收した。

電話は明治十年十一月東京横濱間に試み、二十二年東京大阪間に試みたが、公衆の使用に供せられるに至つたのは、二十三年四月電話交換規則が規定せられ、その十二月に東京横濱兩市間に設置せられたが始めて、二十九年以後漸次に全國各市に設けられ、三十年には東京大阪間約三百五十哩の長距離電話も架設せられた。

かくの如く我が産業及び交通、運輸、通信の業は明治政府の企業經營と指導獎勵との下

に創始せられて發達した。爰に於て我が産業界の形勢は漸次變化し、遂に産業革命を齎らすこととなつたのである。明治二十八年日清役後は戦勝の餘榮と國勢の發達とに鼓舞せられ、二億の償金、三千萬圓の遼東還附賠償金に促されて、産業は俄然として進展し、且つその事業は多く政府の手を離れて民間の經營となり、株式會社の勃興となつた。その最も盛になつたのは海運業、鐵道業、採炭業等であつて、紡績、製糖、石油業等はこれに次いだ。例へば二十七年、三億二千三百萬圓であつた會社拂込資本金は、三十一年には約二億の六億二千萬圓となり、水陸運輸業の資本は七千五百萬圓より、一億九千七百萬圓となり、商業資本は五千五百萬圓より、三億萬圓となつた。併し工業資本は僅かに六千二百萬圓より、一億二千餘萬圓となつたに過ぎない。日露戦役後も同一の形勢は繰返された。償金はなかつたが、外債が續々と輸入された爲めに、諸事業が勃興したのである。例へば三十七年に於ける會社拂込資本金は約九億三十二萬圓であつたのが、四十三年には十四億八千萬圓となり、就中工業に於て最も激増した。即ち工業は一億六千萬圓より、五億八千萬圓とな

り、商業は四億六千萬圓より、六億九千萬圓となつた。運輸は鐵道國有となつたので、會社資金は三億圓より一億十萬圓に減じた。當時工業で最も發達したものは瓦斯及び電氣業であつた。大正三年七月歐洲大戰の開かる、や、その當初は生絲、銅その他の輸出杜絶、米價暴落により經濟界は沈衰したが、大正五年以來露國の軍需品注文を先驅して、我が財界は歐米の軍需品及び歐米品の代用輸出並に海運界の運賃暴騰になる巨額の利益によつて、未曾有の企業勃興時代を現出した。即ち大正三年末現在の會社總資本額二十億六千八百餘萬圓が、大正七年末には一躍四十七億七百萬圓に達し、爾後年々著しく増加した。その内容に就て見るに工業特に化學及び機械工業に於て最も發達し、商業及び水陸運輸業がこれに次いだのである。

これを要するに、我が産業の發達は明治十年代にその創始時代の基礎を築き、二十年代にこれが第一次の發達を爲し、日清、日露の役後に一大飛躍をなし、最近の世界戰爭に於て、世界的工業國として大發展を遂げ、その地歩を固むることを得たのである。今數字に

就てその發展の跡を見るに、大正十一年に於ける我が外國貿易總額は三十六億四千六百二十二萬八千餘圓で、明治元年の約百四十八倍で、日清戰後産業の發展した三十三年の約七倍である。明治十一年に於て、六十四哩の汽車は、大正九年に八千四百七十五哩（外に電車七百八十五哩）となり、四萬三千八百噸の汽船は、三百四萬七千噸（外に帆船百二十七萬噸）となつた。企業會社の資本金額は明治十一年の公稱資本三千五百四十九萬圓から、大正十年には拂込資本で九十三億一千二百七萬二千餘圓に達した。人口の増加及び都市集中も亦著しい。明治七年の本土の人口は、三千三百六十二萬五千餘人で、大正九年十月一日の國勢調査には五千五百九十六萬三千餘人となつた。人口五萬以上の都市は明治三十一年に全國で、その數十二に過ぎなかつたが、大正九年には三十一となり、十萬以上の都市は八から十六と倍加してゐる。

これ等の産業及び交通運輸の大發展が齎らした經濟上の大變化を産業革命と唱へ、その結果社會の組織、制度及び思想に大なる變化を及ぼした。その變化は我が國も西洋諸國に

比して大差がないのである。

二 産業革命と社會の變化

産業革命によつて、社會には種々の變化が起つた。

一、社會組織の要素が變つた

産業革命前に於ては歐洲の經濟社會は貴族と農奴、親方と職人、店主と奉公人等によつて組織されてゐた。貴族と農奴との關係は嚴重で、超ゆべからざる間隔があつたが、親方と職人、店主と奉公人の關係は極めて親密で、その間温かき情誼があり、また親方にして職人を兼ね、店主にして奉公人の業を兼ねるもあり、職人も奉公人も勉強次第後には親方ともなれ、店主ともなれたのである。しかし産業革命により大工場が諸方に起るやうになつてから、社會には昔の貴族等の外に資金を有して産業を企業し、若しくは經營する資本家則ち傭主と一定の賃銀を受けて勞働を提供する勞働者即ち傭人との二が生じたのである。産業革命の初期に於ては資本家は同時に企業家で、また

經營者であつたが後にはこれ等の者は多く區別せられ、資本家は企業者や經營者を雇うて業務を營み、自分は全く爲すことなく手を拱して投資金の利潤によつて生活するやうになつた。かくては資本家と勞働者との距離は益々距たり、尋常の手段にては到底超ゆることが出來ず、資本家は金持で、勞働者は貧乏人と定まつてしまつたのである。

二、社會の思想が變つた

佛蘭西革命以前の歐洲は所謂開明的專制君主によつて支配せられ、善政を目的とし、保護干渉の專制政策によつて治められてゐた。されど佛蘭西革命によつて自由平等の主義が確立し、産業革命によつて社會組織が變つたので、從來の政治の主義、社會の思想が全く一變し、政治上に於て自由主義が認められて、立憲政治が行はれた如く、社會上及び經濟上に於て、また等しく自由主義が認められ、これまで、國家または社會の必要の爲めに職業や職人の數を制限し、或は生産の方法にも種々の制限が加へられたが、今やこれ等の制限は次第に撤去され、何人も如何なる職業に従事し、如何なる方法を以て生産に従事するも差支ないやうになつた。この制度に裏書したのが、英國の經濟

學者のアダム・スミスで、一七七六年に公にした「富國論」に於て、

國家の眞の力は人民の富にあり、而して個人の富は自由によつて最も善く増進される、制限は無用にして有害なり、各人は如何にせば富を作り得るかを自分で最も能く了解する、國家内の各人が富めば國家も亦富む、故に各人は職業に於て自由を與へ、法律や制限によつて束縛されてはならぬ。

といふ意味を説き、更に進んだ學者は産業に干渉するは愚のことであるばかりでなく、人間の自然権を侵害する罪惡であると稱して、職業の自由、經營の自由を以て人間の自然権であると高唱した。この思想は佛蘭西革命の一七八九年に出でた人權宣言に於て高潮に達し、「私有財産は神聖にして犯すべからざるものである」を宣言されたのである。既に私有財産が神聖であれば、これを作るの手段方法も正義である。猥に他人の侵犯を許さぬといふことになるのである。かくて産業自由の思想は確認せられ、遂に今日の資本主義の社會を生じ、その根本精神と稱せらるゝ、私有財産制度と自由制度との二大原則が確立したのである。

である。

三、生産方法が變つた 産業革命前の工業は家庭内に於て、手によつて營まる、手工業で、その生産は自家の需用、若しくは一村一町を定まつた需用を目的として行はれたが、革命後は多くは工場内に於て、機械によつて分業的に生産され、その需用は一村一町に止まらず、一州一國より廣く世界の市場を相手として生産されるやうになつた。且つ昔は生産の目的は支配階級の爲めに行ふが主で、自己の爲めにする營利は從であつたが、今や生産は全く自己の爲めに營利を唯一の目的として行はれ、昔の如く豫め需用を知り、需用に應じて生産されるのでなくて、需用の有無は全く企業者の見込に任すこととなつたのである。これ等は産業革命から來る自然の影響で、新産業組織をとつた我が國にも行はれたことは申すまでもないのである。

日本社會の變化と新階級の勃興 我が國でも維新以來國民は華族士族及び平民の三階級となり、華族以外には全く社會的特權が撤せられてしまつたが、産業の發達に從て新に資本

家と労働者との二階級が起つて来た。資本家となつた者は従前の華族及び士族の一部と幕府時代よりの豪商、豪農の類に新教育を受けた青年、または維新後社會の變動に乗じて富を得た人等であつた。特に華士族は維新以來國家の特別なる保護を受け、新興階級の中心となつた。明治七年戶籍寮の調査によれば、華族の戸口は四百八十六で、人口は二千八百九十一で、多額の公債を賜はつた外に、明治十年には向ふ十五ヶ年間、毎年内帑金三萬八千圓を下賜された。彼等はこれを以て學習院の費用となし、第十五銀行創設の費用に充てたので、教育生産兩つながらその途に就くこゝを得た。明治六年十一月九日の東京日々新聞は華族一戸平均一年の収入を八千九百六十一圓餘で、當時の勅任一等官の収入より多いと計算してゐたのを見ても、華族は始めから富裕であつたことが明かである。併し士族は全く反對であつた。同日の新聞は士族の有した祿高から見て、一戸平均収入三十六圓と計算してゐる。かくの如く士族は貧弱であつたから、政府は種々保護の法を講じた。七年戶籍寮の調査によれば、士族及卒の戸口四十萬七千八百八十三で、人口は百八十八萬八百三

十七人である。それで明治六年十二月には秩祿奉還の法を設け、百石未満の者に限り、奉還を請ふ者に産業資本を給し、且つ農牧を願ふものには官有地を拂下ぐることを許した。が八年七月に至るまで、現金壹千九百三十二萬六千餘圓を給與した。九年八月華士族、平民の家祿賞典祿を廢し、改めて公債となして交附したが、その額は壹億七千五百三十七萬三千七百餘圓に及び、一ヶ年の利子壹千六百六十壹萬餘圓に達した。始め政府はその公債の典賣を許さなかつたが、後にはこれを許したので、これを賣て資金となし、歸農歸商して所謂實業に従事する者が多くなつた。政府は尙ほ足れりとせず、華士族をして就業せしめん爲めに、明治十一年五月には全國の公益事業を興し、物産繁殖の道を開き、内外の賣買を盛にするといふ目的で、企業公債一千二百五十萬圓を募集し、九月にはその募金を内務工部二省に下附し、以て勸業、土木、探礦等に充てしめたが、勸業費として内務省に下附したのは三百萬圓であつた。この勸業費は多く士族の授産費となつた。即ち十二年三月石川縣士族千三百五十人の窮困を憐んで授産資金として七萬圓を貸附したのを始めと

し、各府縣の士族に貸附した。十二年末の調査によれば十四縣で、授産人員は三千六百二十六人で、金額は四十二萬千八百八十七圓で、十三年末には二十四縣で、人員三萬千四百五十六人、金額は八十九萬二千七百六十四圓に及んでゐる。(明治史要)當時岩倉公の如きは士族を以て日本の精神となし、全國の治亂盛衰皆その心力によらざるなしと稱し、士族に職を授け、その生活を安定せしむるを以て最大急務となし、毎年百五十萬圓を授けて授産の費に充てしめようといふ案を抱いてゐたが、この議は採用されなかつたが、その精神をとつて十五年六月に内務大藏農商務三卿協議の上、十五年から二十二年まで毎年金五拾萬圓を給することとした。東北地方の開拓事業及び各府縣の産業、特殊物産は多く士族を中心とし、その授産の爲めに起されたものである。これ等特別の保護を蒙りながら、士族の商法で失敗した人も頗る多かつたが、成功して資本家となり、所謂新産業界のチャンピオンとなつた人も尠くない。明治實業界の中心人物たる澁澤榮一、岩崎彌太郎、藤田傳三郎五代友厚等は何れも士族出身で、徳川時代からの富豪三井家も士族たる中上川彦次郎を得

て始めて新時代に適應するやうになり、これ等新知識の援助なき小野組、島田組等の倒産失敗したのにも見ても、略々その事情が知らるゝであらう。

併し士族の輩をして新産業界のチャンピオンたらしめたのは、政府の保護よりも維新以後の公私教育の進歩に負ふことが多かつたのである。明治の最大先覺者福澤諭吉は既に安政年間より私塾を開き、始めは蘭學を、後には英學を教授し、政治經濟の學を教へ、獨立自治の時代須要の教育を施して新時代の開拓者となつた。その他尺振八、中村敬宇、津田仙何れも私塾を開いて諸生を教授した。幕府時代よりの開成學校及び醫學校は明治十年に合併して東京大學となり、法理文醫の四學部を開き、後に工部省の工部大學、司法省の法律學校を合して帝國大學となり、我が國最高學府として教育の中心となつた。これより先明治八年、森有禮は私費を以て東京木挽町に商法講習所を開いて、商業家の子弟に商業教育を施すを目的としたが、後には發達して高等商業學校となり、高等なる商業教育を與ふるやうになつた、九年には札幌に農學校が開かれ、十年には東京府下駒場に農學校が開か

れた。この二校は後の農科大学で、農業教育を施した。工業教育は明治五年に工部大学校が開かれ、明治十四年には浅草藏前に東京職工学校が設けられたが、これは後に東京高等工業学校となつた。前参議の大隈重信は明治十五年に東京専門学校を起したが、發達して早稻田大学となり、私學の巨擘となつた。明治二十六年井上毅が文部大臣となるや、大に實業教育の發達を計り、國民の子弟に科學及び技術と一致する教育を施し、農工商諸般の業に科學知識を普及せようと欲して、實業補習学校を設け、また工業教員養成所を設け、學生には補助金を給してこれを獎勵したので、これから各種の實業教育は大に發達して來た。これ等官公私学校の卒業生は年々増加し、各種の實業に従事し、會社銀行に入つてその修得せる新知識によつて、幾もなく新産業の指導者となつた。

そうしてこれ等の新教育を受けた人の多くはその始め士族出身の子弟であつたことは、予が前記の説を裏書する有力の材料であらう。我が國最古の私學で、明治以來今日まで、我が經濟界の中心勢力となつた慶應義塾の入社生徒に就て見るに、明治十四年に至るまで

は士族出身の数は平民出身の数より多かつた。文久三年より明治四年まで、入塾生の数は千三百二十九名で、平民は僅かに四十名に過ぎない。翌五年には入社三百十七名で、平民の就學者が漸く増加して全數百分の十二となつた。同六年には十八分となり、七年には二十九分となり、八年には三十一分となり、九年には三十四分となり、十年には四十八分となり、十一年には三十八分に減じ、十二年には三十二分となり、十三年には五十二分となり、十四年には正しく五十分となつて士族と平均し、十五年には五十七分となつたが、これから年々平民が増加するのみである。慶應義塾のこの形勢は獨りこの校のみでなく、十五年前に於ける各種の學校は多くさうであつた。士族が新産業界のチャンピオンとなつたのは、これ等の事情からも考へらるゝのである。

概して明治時代は富國強兵を以て國家の最大目的となし、國家自から産業を企業し、經營してその發達を計つた許りでなく、資本家の利益を保護し、その權利を擁護するにあらゆる方法を用ひ、皇室も亦産業を獎勵せんが爲めに、企業會社の大株主となつて恩寵を垂

れ給ふた。のみならず、明治十四年十二月には褒賞條例を定めて、實業に精勵し、衆民の模範たるべき者、または公衆の利益を興し、成績著明なる者といふことで、實業家を賞するに縁綬若しくは藍綬の褒賞を以てし、二十年には海防費の獻金を獎勵するに位階を以てした。二十二年憲法を制定し貴族院及び衆議院を設くるや、貴族院に多額納税議員勅任の制を定め、一府縣から多額納税者十五人を選択し、中一人の互選者を選抜して、貴族院議員に勅任し、華族議員及び他の勅選議員と伍して、共に國政に參與せしめた。貴族院令起草者の金子堅太郎子の談は、如何に當時の國家が資本家を重視したかを物語る。

當時はなか／＼國事多端であつて、國費を要することが非常に多きに係らず、租税は僅か八九千萬圓位、所が陸海軍も擴張しなければならぬ、又教育も擴張しなければならぬ、又商工業も發達させなければならぬ、此等の事業を遂行するには先づ第一國を富まさねばならぬ、そこで經濟政策を上院の組織分子の中へ加へる考を以て、各國の例を調べました、當時は奥州には本間と云ふ人が非常な大地主で、或は舊知事以上の地面を有

つて居つた。それから岡山には野崎と云ふ人も大地主で、其他鴻ノ池、三井、三菱と云ふ豪商もあつて、殆んど華族と同等の生活をしてゐる者もあるから、是等の資格ある豪族を貴族院に入れるやうな方法がありはしまいかと段々調べました所が、伊太利憲法の上院の組織に其の條項がありました。中略、御承知の通り伊太利は數多の小國に分裂したものを此時統一して帝國を造つたが、然るに國は貧乏にして、陸海軍の擴張、其他百般の政務に要する金が足りない。依つて大地主、大工業家、大商業家を上院の議場に列せしめて、貴族と同席の名譽を與へて實業家を優遇する政策を行ふたのである。其結果として伊太利が今日の如く國運隆々として商工業も發達した。日本に於ても明治天皇が維新の際三百諸侯を廢して華族にして日本を統一し、一大帝國を創設せられたる御政策とビクター、イマニユールの政策が同じものである。又國の財政經濟も同じことであるから、伊太利の政策を執つて多額納税者を貴族院に列せしむることにした。依て各府縣で十五人の直接國税の多額を納むるものをして一人を互選させて、皇族及び貴族と同席す

るの榮譽を與へ、以て農工商を獎勵振興せしめて國を富まさうと云ふ政策である。正〇大
四年一月金子
子爵講演

かくて二十八年戰役後に於ては、戰役行賞の一部として著名なる實業家を華族となし、勳爵を賜ふた。その他觀菊觀櫻の陛下の御宴には著名な實業家を招いて醮宴を賜ふなど、政府及び皇室はあらゆる力を盡して産業を獎勵し、資本家を優待したので、その勢力は非常に發達した。特に日清、日露、兩戰役後に至てはこの階級は最も有力な社會階級となり、政治上及び社會上に重要な地位を占め、彼等を無視しては一國の政治も行はれぬやうになつたので、所謂金權政治の名さへ唱へらる、やうになつた。竹越三又は炬の如き眼光を以て、この狀勢を看破した。雜誌『世界之日本』に於て論じて曰く、

世人往々皮相の見を爲して、或は進歩黨、政府を強請すと云ひ、自由黨、國民協會、新自由黨、九州會、大隈派、松方派を云々し、薩摩派を云々す、其の意、一代の事多くは此れ等政治上の公黨、私黨、大派、小派の離合集散によりて決すと云ふもの、如し、何

ぞ圖らん社會の根柢には此れ等政黨をして集散離合を決せしむ可き暗流の存せんとは、暗流とは何ぞ、即ち商黨利害の異同勢力の消長を云ふ。我が輩は凡べて然りと云はず、然れども近時三四年は政黨政治家の權、益々衰へて、商黨の權益々大を加ふるは掩ふ可らざるの事實なりとす。中略此等の商黨の勢力日夜に増加し、先づ公債募集を妨けて前内閣を苦しめ、公債募集を助けて松方伯を援け、不景氣の聲によりて松方内閣を狼狽せしめ、實業發達の聲によりて金貨本位を斷行せしめ、方針不定の批評によりて松方伯を氣死せしめんとし、或は銀行全廢問題によりて凡ての政黨を麻痺せしめ、郵船會社補助の問題を争うて内閣と政黨とを奔命に疲れしむ。略言すれば彼等にして聯合すれば、或は法律を作るべし、或は法律を廢すべし、或は内閣を作る可く、或は内閣を倒す可し。彼等が缺くる所は、唯執行の權のみ。中略明治の歴史を分解すれば、明治二十二年迄は藩閥の時代なり、二十六年迄は黨閥の時代也、二十七年以降は財閥の時代也。是より以往恐らくは益々然らん。

我が國資本家勢力の増進を最も能く示すものは、明治以來の農工商等に於ける企業會社の數及び資本金の増加である。蓋し我が國に於て資本家の資金は、合資的な會社に於て最も多く投じられたからである。

會社數、拂込資本及積立金 (統計年鑑)

年次	會社數	拂込資本金	積立金
明治十七年	一、二九八	二二、一六一 <small>千円</small>	—
明治二十七年	二、一〇五	一四八、三五二	八、六二五
明治卅七年	九、九一三	九三一、二九二	一九九、二二八
明治四十年	一〇、〇八七	一、一四、二二八	二八七、二八五
大正元年	一三、八八七	一、七五六、六一〇	四五七、四三〇
大正五年	一八、二一九	二、四三四、〇七四	八四一、七三八
大正十年	三二、四〇三	九、三一三、〇七二	二、二〇九、七二六

會社ト云フハ農業、商業、工業、鑛業、水陸運輸業、水産業ヲ總稱ス、但シ大正五年マデハ鑛

業會社ハ工業會社ニ包含ス、但シ取引所及ビ銀行ハ加算セズ。

資本家階級の成立と共に勞働者階級も亦成立した。我が國に於ては徳川時代より既に農民の都市集中の傾向があつた。幕府はこれに對し、種々の制限を設けてこれを防止せよとしたが、仲々止まなかつた。明治時代に至り、この傾向は益々顯著となつた。特に小地主が多く大地主に併せらるゝに及んで、農村は次第に衰微し、農民の流出は烈しくなつた。今明治十三年以來の地租納者遞減表を見るに左の如く著しきものがある。

地租納者遞減表

年次	十圓以上	五圓以上
明治十三年	八六七、一九二	一、五一三、三〇八
十四年	八七九、三七四	一、八〇九、六一〇
十五年	八七八、八四〇	一、七八四、〇四一
二十年	八八二、五一七	一、五八一、七二六

明治	廿一年	廿二年	廿三年	廿四年	廿五年	廿六年	廿七年
八八四、七五四	八八四、〇四二	八一五、五〇四	六七二、七七六	六四二、一八一	六三六、七七二	六二〇、五四五	
一、六〇二、二四九	一、五四四、一四六	一、四八五、〇五六	一、二三七、三四九	一、一八五、四五四	一、一八一、一一四	一、一四六、一四二	

地方にあつて五圓以上十圓以上の納税を爲すものは獨立自治の民たるに堪ゆべき中堅人物であるが、この數の減少は農村の衰微を語るのではなくて何であらう。これ等の原因の一は明治政府の政策にも歸因したやうである。竹越三又曰く「明治政府の政策は比年中央集權にして、殊とに市府の人民に都合能き事のみ多かりしかば、市府は長大の進歩を爲したるに引換へ、農民は二十年間の保護政略の恩光に浴せざりしかば、悉く其資力を近傍都會の市民に吸集せられ、土地と勞力とは聯合して資本に對して激しき戦を挑みたる其結果、

遂に農民の敗北となれり」と、而して都會地には政府の恩惠保護に浴した大工場が次第に勃興して來たので、所謂敗北した農民は皆此處に引附けられたのである。この勢を助長したのは、物質文明の發達で、單調無味な農村生活に厭き果てた農村青年は物質文明の具つた都會生活に憧がれて、鋤を捨て、皆集つて來たのである。今これ等の發達を數字に就て見るに、

東京の人口は明治十五六年頃、八十八萬より九十一萬に過ぎなかつたが、三十八年には百九十六萬となり、大正九年十月には二百十七萬三千餘人に増加し、大阪の人口は明治十六年三十萬九千人から三十七年百二萬人となり、大正九年十月には百二十五萬二千餘人に増加した。また東京大阪京都神戸名古屋横濱の六大都市の人口は、明治二十一年二百四十二萬四千六百餘人に過ぎなかつたのが、大正九年には五百四十七萬九千人に増加してゐるのもこの證據である。これ等増加の都市人口は自然に繁殖したのでなくて、多くは地方より都會に集中せし農民より成り、その多くは工場勞働者である。蓋し農民は都會人より身

體が強健で、工場労働に適するばかりでなく、商業に於ては都會人との競争に耐へず、且つ技術的要素がないから、自然に單純なる工場労働に従事するやうになるからである。かくて労働者は都市の發達と共に増加したが、明治三十一年の工場（十人以上使用するもの）職工数は四十一萬二千二百餘人に過ぎなかつたが、大正元年にはその數八十六萬三千四百餘人となり、大正十年には倍加して、百六十八萬七千四百餘人（五人以上使用工場）となつた。外に鑛山労働者四十六萬五千餘人、諸官廳及び政府直轄工場に於ける職工十七萬六千七百餘人（大正九年調査）を數へたのである。爰に於て労働者階級の存立も亦否む能はざる事實となつたのである。

年次	工場數	職工數		計	雜役ニ従事スル者		計
		男	女		男	女	
明治四十年	一〇,九八八	二五七,三六六	三八五,九三三	六四三,二九九	一四七,〇四五	三五,九〇一	一八二,九四六
大正元年	一五,二一九	三三八,三〇〇	五二五,二二七	八六三,五二七	二一九,二七七	四五,四四一	一六四,七二八
大正五年	一九,二九九	四八八,六三三	六三三,六六九	一,〇九二,三〇二	四八,七三三	一三,五二六	六二,二五九

大正八年	四三,九四九	七〇六,〇七四	八四,三五九	一,五五〇,四六六	七〇,三三三	二二,四一四	九二,七四七
大正十年	八七,三九八	七七一,五五三	九一五,四四九	一,六八七,〇〇二	六六,九六〇	二〇,三〇三	八七,二六三

○本表ニハ官廳工場ヲ包含セズ、大正五年迄ハ十人以上ノ工場、大正八年ハ一日平均五人以上ノ工場、大正十年ハ職工平均五人以上ヲ使用スル工場、原動機ヲ使用スル工場及工場法施行令第三條ニ掲グル事業ヲ營ム工場ニ就テ調査セルモノナリ。

自由制度の成立と特殊な經濟政策

我が國に於ても、維新より封建制度が撤廢されて、四

民平等となり、居住移轉の自由が認められて、交通と居住とが自由となり、産業の制限が除かれて、職業が自由となり、地所永代賣買の禁が解かれて、土地所有權が確保せられ、狼に租税を徵收せらるゝことが止んで財産權が鞏固になつたので、私有財産制度は確立し、爰に現代産業制度の基は開かれたのである。次で政治上に自由民權の説が輸入せらるゝと共に、經濟上に亦自由主義の説が輸入せられた。アダムスミスの經濟學やミルの自由の理等は夙に傳へられて我が國民に大なる影響を與へた。田口卯吉氏は夙に東京經濟雜誌を發

行して經濟上の自由主義を主張してゐたが、明治十一年一月に日本經濟論を著し、冠するに自由貿易の四字を以てし、經濟の自由ならざるべからざるを論じ、保護主義の弊害あることを説き、その決して産業を發達せしむる所以にあらざることを極論した。曰く、戊辰の變動は封建の財制を倒し、その機關を碎き、之に次ぐに自由の制を以てした。この勢に従つて自由の制を益々發揮せしめねばならぬ。それ一國の商工各その職を守るものは、自然の配賦によるものである。故にその國に於て天賦の利益ある物品には多くの人が集まり、天賦の利益なきものには人の集まるることが少ない。それだから一人の利益は自から相平均を保つのである。苟も一方に些の利益を増さば必ず人が此處に集まつて競争を起し、これを平均する、これは進化の妙配である。この理を無視して或種の産業を保護税、その他の手段にて特種の保護を施すとも、たゞ保護せる職業を盛にする許りで、一國の利益を増すものでない。元來一國一般の利益は一國一般の資本に比例するものである。その一般の資本を益さないで、その利益だけを増さうとしても無益である。且つ保護された職業も

不自然の發達を爲すものである。その保護を解かば直に瓦解する。政府が一産業を保護するは、甲の利益を減じて、乙の利益を増し、甲の勞酬を減じて乙の勞酬を増すに過ぎない。これは即ち吾々の利益を以て他人を養ふものである。政府には決してかゝる權限は與へられてない、といつて、保護政策の百弊あつて一利なきことを論じた。これに對して慶應義塾出身の徒は大に保護主義を主張した。犬養毅氏が東海經濟雜誌を發行し保護主義によつて、田口の東京經濟雜誌の自由論と戦かつたことは有名のことである。されば一時歐洲を風靡した經濟上の自由放任主義も我國にはその儘には行はれなかつた。竹越三又は新日本史にその事を敘し、自由貿易主義の敗北となして、曰く

我國民の多數は當時にありては、生存せる經濟雜誌の自由貿易論よりも、寧ろ天死せる經濟新報の保護論に左祖したりき、去れば社會政治の上に於ては大勝利を博したりし、自由主義も貿易の上に於ては當時にありては遂に大勝利者たる能はず、大勝利を得たるは、蓋し二十三年の後にあり、是れ經濟上の理論は錯綜にして解し易らざるによると

雖、當時大商人中事理に通ずるの徒は悉く政府の特寵を蒙り、此問題に觸れずして、自家の利益も維持するを以て専務としたるによらずんばらず。

國民の多數が保護主義の利を信ぜしや否やは疑問とするも、大商人等が政府の特寵によつて、自家の利益を維持せしといふは全くの事實である。この利己主義が堅く開明的専制主義を信じた在朝の政治家の施政と結合したのが、明治初年の産業政策で、政府は生産の事を國民の自主自由に一任せず、極力産業を奨励し、資本家を擁護し、干渉的保護政策を取るに至つた。彼の岩崎彌太郎が三菱會社を組織して明治七八年以後日本の海運業を獨占するに至つた如きはこの好例である。當時内務卿大久保利通は大に我が海運業を盛にして外國の競争を排するの計を立てたが、これには岩崎の如き巨腕に俟たねばならぬといふので、七年の征臺役後には、三菱會社に三十餘隻の船舶を貸附け、且つ毎年二十五萬圓の航海助成金を下附し、西南戰爭後には外國より購入した優秀の蒸汽船十隻を交附して、海運業を獨占せしめた。かくの如く資本家は極力政府の保護を受け、彼等亦己が利益を増進す

るに毫も忌憚する處がなく、その間労働者の利害等は全く顧みられなかつたのである。要するに我國に於ても産業自由制度は確立せられ、何人もこれに異議を狭むものもなかつたが、實はその自由制度は資本家のみ與へられた自由で、資本家はその與へられた自由を更に完全に國家によつて保護せられた。かくて我國の資本主義的精神は一層助長されたのである。我が社會問題を論ずるものは、日本のこの特殊な經濟的事情に注意せねばならぬ。

三 社會問題の發生

産業革命によつて社會組織の要素が變はり、社會の精神が革まり、生産の目的と方法とが異つて來た。この變化より生じたのが、現代の資本主義の社會組織または經濟組織と稱するもので、種々の影響を社會生活に及ぼし、種々の社會問題を生じ、所謂現代社會問題の發生となつたのである。而して労働問題と貧乏問題とはその最たるもので、多くの社會

問題はこれの中に包含せられる。併しこの兩者とて別種のものでない。主として労働者を對象とした社會問題を労働問題と概稱し、廣く一般人民を對象とした社會問題を貧乏問題と概稱するので、後者の中には労働問題をも含有せしめ得べく、また社會問題中最も重要な地位を占むるものは労働問題であるといふ理由で、社會問題と言へば單に労働問題のみを指すこともある。たゞ爰には研究及び説明の便宜から二の問題として取扱ふのである。

四 労働問題

一、生活の不安である 産業革命前に於ては西洋でも、我が國でも、労働者は家庭内に於て自己の必要若しくは一定の需用に應ずるを目的とする生産に従事する獨立の労働者でなければ、師弟の關係により、或は主従の關係によつて律せられる労働者であつた。例へば弟子は年季を定め、親方の許に勤め、その家に寄寓して、その業務を習ひ、親方は弟子を教養して、年季後には己が職を営ましむ、故にその間に自から温かき子弟の情誼が生じ

た。また奉公人は給與を受けて主人に仕へ、その勞役に服したが、その任期は一定しないで、長期に亙るを例とし、往々一生涯若しくは數代に亙る者もあつた。故にその間には自から主従の情義が生じた。かゝる時代に於ては労働者の職業と生活は極めて安定であつた。然るに産業革命により、家庭工業は工場工業と變はり、獨立せる家庭労働者は賃銀を受けて、資本家たる傭主に隷屬する雇傭労働者と化した。傭主傭者の關係は従前の如く、師弟若しくは主従の關係を去つて、自由契約の關係となり、労働者はたゞ勞力を提供して、これに對する賃銀を受くるに止まつた。そうして契約は自由で、傭はれると傭はれぬとは労働者の自由であるが、働かねば生活し能はぬ労働者はこの自由を享受することが出來ないで、傭主の提供する條件で、働くより外はなかつた。故に労働者が有すべき職業の自由、契約の自由といふは理論上のことで實際のことでない。彼等の運命は全く資本家に左右される憐むべきものとなり、その職業と生活とは頗る不安定となつたのである。

二、失業の憂である 労働者の生活を更に不安ならしめたものは失業の弊である。失業と

は労働能力を有し、労働の意志を有する労働者が、適當なる職業を求めて得る能はざる状態を指すので、その原因は主として現代の産業組織に基因する。現代の産業は營利を唯一の目的となして、廣く一般市場を相手として營まれるから、市場の盛衰によつて産業の盛衰は免かれぬ。市場好況なれば、事業を擴張し、多數の労働者を使役して多量の生産を企圖するが、一朝市場の不況に會するや、直に事業を縮少して、労働者を解雇する。従來の例によれば、經濟界の恐慌は五年乃至十年と定期的に必らず襲來するを常とした。故に労働者には定期的に失業の不安があるのである。これは昔時に於ては全く豫知せぬことで、現代の産業組織に伴ふ最大缺陷の一である。

三、労働の機械化である 従來一人にて全部若しくは大部分を製作した手工業者は、常に完全なる生産品を創造するといふ愉快の感を抱いてゐたが、分業的の機械労働者となるに至て、労働者はこの創造といふ愉快を失ひ、労働を以てたゞ生活の方便で、労働契約の義務を果すに過ぎない極めて不愉快のものとしてしまつた。この結果は労働者の精神及び身

體に種々の悪影響を及ぼした。且つ單調な作業等は疲勞の程度を増し、倦怠の念を惹起し、機械の運轉に伴ふ注意力の集中は精神を遲鈍ならしめた。労働者の精神性格に及ぼした影響は更に甚しい。彼等の生活を全く物質化し、收得する物質の多寡……主として金銭……を以て總ての人間の價値を判定せようとするに至らしめ、現代の物質主義を一層助長せしむるの因となつたのである。

四、幼少年及び女子労働の弊である 工場工業に於ける分業と機械の使用とは、幼少年者及び女子の使用を増加した。家庭工業に於ても幼少年者及び女子の使用はあつたが、この場合には幼少年者は父兄監督の下に労働に従事し、成年女子は家庭に於て労働したから、その弊害は目立たなかつた。然るにこれ等の者を工場に集めて労働せしめ、幼少年者は父兄の保護監督を離れて、資本家の指揮の下に労働を課せられ、女子は家庭を去つて、多數群集し、或は男子と共に労働生活するやうになつたから、風紀、衛生、教育等種々の方面に幾多の弊害を惹起したのである。

五、工場設備の不完全である 資本家は常に生産額を増加し、最小の資本を以て最大の利益を挙げようとするから、労働者の利益や健康等を顧慮せず、成るべく廉價な賃銀で、成るべく長時間使用せようとするのが普通となつた。この結果は工場に於て遺憾なく現はれ、その設備は極めて不完全だから風紀衛生に及ぼす弊害、生命健康に及ぼす危険は最も著しかつた。故に労働者の死傷並に疾病の多きは、幼童の虐使、婦女風紀の紊亂等と共に工場または鑛山業に伴ふ通弊となつた。

日本労働問題の發生 これ等資本主義的生産方法に伴ふ種々の弊害は獨り西洋諸國のみに止らない。資本主義的生産の發達に従うて、夙に我が國にも現はれた。特に我が國では封建の餘習尙ほ去らないので、人權の觀念幼稚にして労働者を重ぜず、且つ富國を以て立國の方針となし、産業保護の政策を取り、政府も資本家も生産の増加のみを冀つて、労働者の安否運命等は多く顧る處でなかつた。例へば明治二十三年六月内務省は公衆の衛生、保安の立場から、製造所取締條例を制定せんことを閣議に請うたが、農商務省はこれを不必

要とし、かゝる法律は近時漸く振起勃興の氣運にある我が製造事業を妨害するものであると稱して反對し、閣議また農商務省の議に左祖したので遂に議會提出の運にも至らなかつた。三十一年時の政府は我が國唯一の労働者保護法たる工場法案を議會に提出せんとし、先づその案を農工商高等諮問會及び全國の商業會議所に諮問せしに、會議所の大多數は工場法の施行は生産費を加重し、産業の發達を沮害するものであると答申したので、その議は中止されたのである。故に我が國の工場の設備は頗る不完全で、寧ろ絶無と稱すべきもので、労働時間は極めて長く、賃銀は低廉であつた。例へば我が物價は明治三十三年より大正七年迄の間に二十五割四分（日本銀行調査）を高めたに關はらず、賃銀はその間に漸く八割六分八厘（農商務省調査）を昂めたのみである。如何に我が賃銀が物價に比して、低廉であつたか々知らるゝのである。特に我が重要産業たる製絲及び紡績業の女工は悉く未成年者である。彼等は低廉なる賃銀にて衛生の設備皆無なる工場に於て、長時間の労働特に夜業を強制せられるので、その風紀衛生に及ぼす影響は實に恐るべきものがあつた。

産業革命初期の日本の労働状態　かくの如く産業の發達にのみ力めて、他を顧なかつた革命初期の我が労働状態は實に悲惨であつた。明治三十年二月農商務省商工局では技術官をして、綿絲紡績、抄紙、活版印刷、石版印刷、製本、革具、莫大小、段通、櫛寸、製藥、製粉、精米、硝子、セメント、コークス、煉瓦、鍛冶、器具、造船業等にて、職工徒弟二十人以上を役使し若しくは蒸汽機械を装置する工場を巡視せしめて得たる結果を『工場及職工ニ關スル通弊一班』として發表した。これによれば工場に就ては、

- 一、空氣流通ノ構造不完全ナルコト
 - 二、操業場ノ面積狭少ニ過グルコト
 - 三、入口及ビ階段ノ構造不完全ナルコト
 - 四、通路ノ不整備ナルコト
 - 五、食堂、著服場、浴場、便所ノ不潔ナルコト
- を挙げ、機械に就ては

- 一、有害ノ瓦斯及臭氣ノ排泄設備不充分ナルコト、有毒ノ品料ヲ使用シ若シクハ製造スル工場ニ於テ危害豫防設備ノ不完全ナルコト、
 - 二、塵埃ヲ發散スル工事ニ於テ其排泄装置ノ不充分ナルコト、
 - 三、汽鐘ノ構造及取扱ノ不注意ナルコト、
 - 四、蒸汽機械其他機械ノ運轉部ニ負傷豫防ノ装置ヲ設ケザルコト、
 - 五、起重機、卷揚器械、昇降器械ニ危険豫防ノ装置ナキコト、
 - 六、工場ニ消火器具ノ準備不充分ナルコト、
 - 七、夜業ヲナス工場ニテ安全ナル燈火ヲ用キザルコト、
- 等を列擧してある。予が前に工場設備の不完全として述べた適例として見らるゝ。次に職工に就ては、

- 一、労働定時間ニ彼此相違アルコト、
- 職工ノ労働時間ハ業務ニ依テ種々アリ、(甲)朝七時ヨリ夕五時迄ニテ、休憩喫飯ノ

時ヲ除キ、正味九時間ト九時間半ナルコト、(乙)朝六時ヨリ夕四時半迄ニテ、喫飯時間ヲ除キ、正味十時間ナルアリ、(丙)紡績工場ハ晝又ハ夜ノ十二時間ニシテ、休憩喫飯ノ時間ヲ除キ、正味十一時間ナルアリ、(丁)紡績工場ニテ喫飯時間ヲ除キ、正味十一時間半ナルモノアル等是レナリ、但シ普通ノ労働時間ハ十時間ヲ規定トシ、其外早出、居残、及夜業ヲ三時間乃至五時間ヲ課スルモノアリ、

二、早出、居残、及夜業ノ割増給ニ厚薄ノ差アルコト、

三、職工ノ休憩時間、喫飯時間不同ナルコト、

喫飯三十分以上、休憩兩度ニテ三十分以上與フル處ナシ、

四、休憩喫飯ノ時間ニ職工ノ労働スルコト、

紡績、製紙ノ工場ニテハ休憩喫飯ノ時間ニ器械ノ運轉停止セザルニヨリ、職工ノ休養セザルモノアリ、蓋シ喫飯休憩ノ時職工ノ半數ヲ交代セシメ休養セシムルノ制ナレドモ、職工ニシテ勞銀ノ多キヲ望ムモノハ喫飯ヲ僅々五分間ニ辨ジ、直ニ操業スルニ由

ルナリ、

五、徒弟又ハ幼年職工ノ年齢ニ制限ナキコト、

紡績工場ニテ工女ヲ募集スルニ年齢ヲ十二歳又ハ十三歳以上ニ限レルハ表面ノミニシテ、實際ハ職工ノ不足ナルヨリ、七八歳ノ子女ヲ使役スルヲ常トス、時トシテ貧民ノ子女父母ニ手傳ヒ操業スルモノハ、年齢尙之レヨリ幼ナルモノアリ、一日三錢位ノ賃ヲ得、又燐寸工場ニテ軸木ヲ整へ若シクハ箱詰スル業ニハ六歳位ノ幼女アルヲ見ル、

六、幼年職工若シクハ幼年徒弟ノ労働時間ニ制限ナキコト、

紡績工場ニ使役スル幼年職工ハ壯年者ト俱ニ晝又ハ夜十二時間労働シ、時トシテハ定時間外ニ二三時間居残業ヲナスコトアリ、又幼年ノ徒弟ヲ使役スル工場ニ於テ繁忙ナルトキハ、壯年職工ト同様朝五時ヨリ夕十時迄若シクハ深夜迄十五時間以上労働セシムルコトアリ、

七、幼年徒弟又ハ幼年職工ニ就學ノ時間ヲ與フルノ制ナキコト、

- 八、職工ノ雇入、解雇、賃銀支給方ヲ職工ノ頭分ニ放任スルコト、
- 九、職工傭主ヨリ解雇セラル、トキ當然受クベキ損失ヲ賠償セラル、規定ナキコト、
職工ヲ雇入ルトキニ職工ノ違約ヲ處分スル規定アリ、傭主ノ損失ヲ辨償スルノ法ハアリ、然レドモ傭主ノ都合ニテ違約スルトキノ賠償ヲ規定スルモノ殆ド稀ナリ、契約ノ年期ナキモノハ傭主ノ都合ニテ些ノ手當等ヲモ給セラレズシテ即日解雇セラル、モ、職工ハ之ニ甘ンゼザルヲ得ズ、
- 十、食物若シクハ物品ヲ以テ賃銀ニ代フルノ弊アルコト、
- 十一、職工ノ負傷疾病扶助ノ法不完全ナルコト、
諸工場ヲ通觀スルニ職工ノ負傷ニハ多少ノ手當ヲナスト雖モ、疾病ニハ全ク救済ノ法ヲ設クルコトナシ、
- 十二、職工業務ノ爲メニ致死スルモノヲ手當スル規律ナキコト、
- 十三、女子操業ニ制裁ナキコト及男女ノ作業場ニ區別ヲ設ケザルコト、

十四、受業徒弟ノ取締行ハレザルコト、

十五、職工周旋業者ニ弊害多キコト、

素人ノ女子ヲ工場ニ周旋スル紹介人ナルモノニ種々ナル弊害アリ、無智ノ女子ヲ甘言ニテ誘ヒ工場ニ周旋シ、工場ノ待遇賃錢若シ初メノ契約ニ異ナリテ工女ノ意ニ充タズ歸國ヲ欲スルトキハ、一切ノ手数料募集費ヲ負擔セシムル旨ヲ強ヒ、遂ニ服務ノ已ムベカラザルニ到ラシム、

と全部で三十一ヶ條の弊害を擧ぐ。右は予が前に概述した四及び五の工場及び職工の弊害の適例として見るが如くである。また明治二十七年當時大阪府下に於ても、紡績燐寸工業の盛となつたことから、工場労働の弊が甚しく、一般職工の健康を害し、延ては壯丁にまで影響し、徴兵検査に於ける合格の減少となり、百人中僅に六人に過ぎざるに至つたといふので、大阪私立衛生會にて二十九年に、大阪府下三十三社の各種工場を調査して、左記の表を作つて警告を發したことがあつた。

大阪府下各種工場職工年齢及労働時間調査表

職別	年齢		人員 一人平均 労働時間	人員 一人平均 労働時間	人員 時間	人員 時間	人員 時間	人員 時間	合計
	六十歳以上	二十歳以上							
紡績女	三三	二、〇七	二、〇〇	四、七四九	二、二〇〇	二、二〇〇	四、八〇〇	二、一〇	二、一五
織物女	五一	一、〇〇	一、〇〇	七九	二、二九	二、〇〇	四、六三	一〇	一、〇〇
製綿女		一〇、三〇	一〇、四五	七九	一〇、四五	一〇、四五			
晒白女		二四	一〇、〇〇	六	六	一〇、〇〇			
燐寸女	八	一〇、四〇	一、四五	一三五	一、四五	一〇、〇〇	九七	二、四五	二、七九
煉瓦女	二〇	九、二〇	九、五一	一四〇	九、五一	九、五一	四九	八、四五	一、三二
活版女			一〇、〇〇	二〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇			二、二六
計	四三			一、一四三	三、五二二	二、二九	二〇三	二六	一、七八二

東京毎日新聞記者横山源之助氏は明治三十一年『日本の下層社會』と題する書を公にして、其の親しく見聞調査せる貧民、各種職工労働者の状態を公にしたが、其の中には戦慄すべき程の記事があつた。當時日本に於て最も多く職工を収むるものは、織物工場と製絲工場とである。特に製絲工場最も多く、農商務省の調査によれば、日本全國に於て總計十七萬二千九百一人の職工があつた。この多數の製絲職工の待遇は如何。曰く

余嘗て桐生足利の機業地に遊び、聞いて極樂、觀て地獄、「職工自身が然かく口にせると同じく、余も亦た其の境遇の甚しきを見て、之を案外なりとせり。而かも足利桐生を辭して、前橋に至り、製絲職工に接し、更に織物職工より甚しきに驚ける也。労働時間の如き忙しき時は、朝床を出で、直に業に服し、夜業十二時に及ぶこと稀ならず、食物はワリ麥、六分に米四分、寢室は豚小屋に類して醜陋見るべからず、特に驚くべきは某地方の如き、業務の閑なる時は復た期を定めて奉公に出だし、收得は雇主之を取る。而して一ヶ年支拂ふ賃銀は多きも二十圓を出でざるなり。而して渠等工女の製絲地方に來

たる、機業地若しくは紡績工場に見ると等しく、募集人の手より來たるは多く、來りて二三年なるも隣町の名さへ知らざるもあり。其の地方の者は身を工女の群に入る、を以て、茶屋女と一般、墮落の境に陥る者と爲す。若し各種勞働に就き、其の職工の境遇にして憐むべき者を擧ぐれば、製絲職工第一たるべし。

また當時駭々として進歩しつ、あつた綿絲紡績工場、即ち二十一年の頃には僅かに三千四百三人の男女工を見るに過ぎざりしが、二十九年には四萬七千四百八十一人に増加した。その紡績工場のことを記した横山氏の記事がある。(三十年の調査)それによれば、職工の年齢は紡績の機械によつて違がうが、精紡機に従事するものには長ぜるも十六七歳、大抵十二歳乃至十四五歳、甚しきは七八歳の兒女を見るのである。私立大阪教育會の調査によれば、各種の工業會社二十二工場、一萬五千六百八十人の職工の中、十四歳の學齡以下の者は四千二百九十人、即ち四分の一以上であるが、單に紡績工場に就て仔細に究むれば、それ以上である。而してこれ等幼年職工に對する教育を授くるの設備を有するものは

尠いから、それ等々々の教育は極めて不完全で十歳未満にありては、無教育者七割三分、少しく教育を受けたる者二割七分、十四歳未満は無教育四割にして、少しく教育を受けたる者五割四分、即ち九割四分は義務教育を怠つたものである。紡績工場に於ける勞働時間は十二時間晝間業は朝六時より晩の六時迄、夜業は晩の六時より、朝六時まで、内に休憩と食事に一時間を與ふ。夜勤の交替は一週間に於て、職工を甲乙二部に分ち、甲乙交互に一週間に交替す、交替の際は機械掃除の爲め夜業者に四時間の居残仕事の義務を課すといふ。休日は一ヶ月に二回の割合である。かゝる長時間の勞働で得る賃銀は男工三十錢が最高で、最低十八錢、女工最高が二十二錢である。當時如何に物價が安いとて、この收入では一家族尠くも三人夫、妻、子と働かねば、一日の生計費を得られぬのである。それでそれ等の紡績會社は二割の配當を爲すと著者は斷つてある。更に著者は驚きべき風紀問題を提示してある。

紡績會社は女護島なりと或工場の某氏は嘗て警句を吐けり、男工に比せば女工は二倍乃

至三倍に近き多数なれば、或は女護島なりといふも多少理由なしといふべからず。左れば寄宿工女と言はじ、一般紡績工場内男工と女工との間に、種々の醜聞起るも亦止むを得ざる事實なりとすべきか。特に通勤職工に此事多きが如し、或は月々の賃銀を男の爲めに徒費するもあり、或は三人五人組合を爲し男妾を飼ひ居れりといふ風聞さへあり。而して多くは同工場に於ける男工との關係に拘はる、大阪府下にて第一流なる某工場の寄宿舎を巡視して寄宿舎の後邊に十四五の長屋建てられあるを見る、これ男工と女工關係起り、會社が媒介の勞を取り、此處に居住せしむ。何れの工場に於ても男工、女工、正式の媒介者を得て夫婦となるは殆どなし、思ふに紡績工場に這般の醜聞多き、蓋し種々の機會あるべしと雖も、余は夜業を以て一の大なる機會なりと信ず、夜は工場内、——世間に有らゆる虚偽、罪惡は通常、人の熟眠せる傍らに行はれつ、あると共に、工場内に電燈影薄き處ろ監督者の眼を脱れて罪惡行はる。

云々と、著者はこの風紀と幼年工女の買喰とを以て、紡績工女の二大弊風といつてゐる。

以上の弊害は其の以後敢て除去さる、ことなく、日露戦後産業の勃興に伴うて一層甚しくなつたやうである。明治四十二年十二月農商務省工務局は工場及職工調査の成績を公にしたが、この四十年末の調査によれば私立の工場總數は(十人以上の職工を傭使するもの)約一萬五千、職工總數は約五十八萬七千にして、其の六割三分は女工で、其の數三十萬人であつた。而して職工年齢の調査及び勞働時間の調査等に就て見るに毫も進歩の跡を見ることを得なかつた。否益々その弊が甚しくなつたやうである。

職工ノ年齢

明治四十年末現在ノ統計ニ依ルニ、職工總數五十八萬四千人ノ内五十二萬七千人即チ約九割強ハ十四歳以上ニシテ、五萬七千人即チ一割弱ハ十四歳未満ノ幼少者ナリ、而シテ此等幼、少者中一萬三千人即チ其ノ二割三分弱ハ幼男ニシテ、四萬四千人即チ七割七分弱ハ少女ナリ、左レバ現時工場ニ於テ學齡兒童ヲ傭使スルコト少カラズ、而モ其ノ大部分ハ女子ニシテ、男子ハ甚ダ少シト謂フヲ得ベシ、今各種ノ工場ニ就キ其ノ傭使スル職工

ノ種類ヲ見ルニ、染織工場ニ於テハ、主トシテ女工及幼少者ヲ傭使シ、機械工場及特別工場ニ於テハ、主トシテ成年男工ヲ傭使シ、化學工場ニ於テハ燐寸、硝子、製絲等或種ノ例外ヲ除クノ外、主トシテ成年男工ヲ傭使ス、其ノ他飲食物工場及雜種工場ニ於テハ、其ノ傭使スル職工ノ種類ニ就キ概説スルコト能ハズト雖、多數ノ女工又ハ幼少者ヲ傭使スル工場ハ唯印刷工場及煙草工場等ニ限ラレ、其ノ工場數及職工數ハ染織工場ノ如ク多カラザルナリ、左に農商務省統計表ニヨリ、十人以上ノ職工ヲ傭使スル各種工場ニ就キ、男女年齢別職工數ヲ掲ゲ之ヲ明カニセン。

男女年齢別職工人員調査表 (四十年末現在)

工場種別	男		女		計
	十四歳以上	十四歳未満	十四歳以上	十四歳未満	
染織工場	四二、〇三八	二、六一六	二八〇、一四〇	三四、二八五	三五九、〇七九
機械工場	五七、三六九	二、二八一	二、二一三	一八二	六二、〇四五

尙婦女幼少者傭使ノ詳密ナル區別ヲ知ラン爲メ、多數ノ婦女及幼少者ヲ傭使スル工場(職工二十人以上)ノ重ナルモノニ就キ、最近調査シタル處ニ依リ、其ノ要ヲ述ベンニ、調査ハ全國一般ニ互ラザルモ、其ノ職工總數ヲ四十年末現在ニ就テ、十人以上ノ職工ヲ傭使スル同種工場ニ於ケル職工總數ニ對比スルトキハ、其ノ約七割六歩ニ相當スルヲ以テ、之ニ依リテ全國ニ於ケル此ノ種工場ノ職工年齢ニ就キ、其ノ大體ヲ論斷スルニ足ルベク、調査ノ成績左表ノ如シ。

化學工場 飲食物工場 煙草 雜工場 特別工場 電氣供給 合計	男		女		計
	十四歳以上	十四歳未満	十四歳以上	十四歳未満	
化學工場	三九、七一九	三、三一〇	一八、六五一	三、七三五	六五、四一五
飲食物工場	二七、八八九	六六〇	一八、一五五	一、四八八	四八、一九二
煙草	四、九七四	四〇九	一五、一〇二	一、二五三	二一、七三八
雜工場	二八、二八五	四、三四四	一六、一五五	四、七八〇	五二、九七一
特別工場	一、〇二五	—	九	—	一、〇三四
電氣供給	一九二、七五八	一二、九七七	三三四、七六六	四三、八二三	五八四、三二四

工場種類別職工人員調査(四十二年九月末現在)

要スルニ各種ノ工場中、多數ノ女工ヲ傭使スル工場ニ於テハ、又必ズ多數ノ幼少者ヲ傭使スルノ事實アルモノトス。

職工操業時間、休憩時間、休業日數及操業日數調査表(四十二年九月末調査)

工場種類別	操業時間			休憩時間			一箇月休業日數			一ヶ年間操業日數
	普通	最多	最少	普通	最多	最少	普通	最多	最少	
製絲	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257
紡績	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257
織物	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257
組物	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257
染物	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257
燐寸	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257
印刷	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257
製紙	11,000	13,000	10,000	1,000	1,300	1,000	3日	4日	2日	257

各種工場ノ操業時間ハ之ヲ概説スルコト能ハズ、最モ長キハ染織工場殊ニ製絲及織物工場トス、紡績工場ハ總テ晝夜業ヲ行ヒ、職工ヲ二組ニ分チ操業セシムルヲ以テ、各組共十二時間ヲ普通トスルモ、一部ノ職工ヲシテ一二時間ノ居残ヲ爲サシムルコトアリ、又

備考

- 一、操業時間中ニハ休憩時間ヲ含ム
- 一、製絲工場中成年工ト幼年工ノ操業時間ニ差別ヲ設クルモノハ全工場中ノ百分ノ五ニ満たズ其ノ男女操業時間ヲ異ニスルモノニ至リテハ更ニ少ナシ

操業時間

硝子	10,000	11,000	9,000	1,000	1,100	1,000	2日	3日	2日	200
セメント	11,000	13,000	11,000	1,000	1,300	1,000	3日	5日	2日	200
煉瓦	11,000	13,000	9,000	1,000	1,300	1,000	3日	5日	2日	200
磁器	10,000	11,000	9,000	1,000	1,100	1,000	3日	5日	2日	200
煙草	10,000	11,000	9,000	1,000	1,100	1,000	3日	5日	2日	200

事業ノ繁忙ナル場合ニハ、一週間又ハ十日毎ニ行ハル、晝夜兩組ノ交替日ニ、機械ノ運轉ヲ中止セズシテ、半日宛居殘早出ヲ爲サシメ、各十八時間ノ操業ヲ爲サシムルコトアリ、此ノ如キ交替法ハ稀ナル例ナルモ、紡績工場ニ於ケル多數ノ婦女幼少者ノ徹夜業ハ、本邦ニ於ケル勞働問題中最モ注意ヲ要スル事項ナリトス、
製絲工場ノ操業時間ハ、地方ニ依リ異ナルモ、重ナル地方ノ平均ハ十三時間ナリ、而シテ全國中最モ長キハ長野、埼玉、岐阜等ノ地方ニシテ、就中過長ナルハ長野縣トス、此ノ地方ニ於テハ普通ノ場合ニ於テハ十三時間以下ノ操業ヲ爲ス工場ハ、工場全數ノ二分ノ一ニ滿タズ、其多ハ四十五時間又ハ十六時間ニ達シ、普通十三時間以下ノ操業ヲ爲ス工場ト雖モ、繁忙ナル時期ニハ十五時間内外ノ勞働ヲ爲サシムルモノ多シ、岐阜、埼玉等モ亦一般長時間ノ操業ヲ爲スモ、長野縣ノ如クナラズ、山形、群馬、静岡、山梨等ハ普通平均十二時間又ハ十三時間以下ニシテ、繁忙ナル時ニ於テモ十五六時間ニ互ルコトナシ、織物工場中、力織機ヲ用ヒ晝夜交替業ヲ行フモノノ就業時間ハ、紡績工場ニ同ジク全年

ヲ通ジ略ホ一定セリ、其ノ晝夜交替業ヲ行ハサルモノニ在リテハ十二時間ヲ普通トシ、時ニ依リ一時間ノ居殘ヲ爲スコトアリ、
織物工場ニシテ、操業時間ノ最モ長キハ手織物工場トス、手織物工場モマタ製絲工場ノ如ク、地方及時期ニ依リ長短アリ、全國ヲ通ジ普通ノ場合ノ平均ハ十三時間内外ナルモ、或時期ニ於テ行ハル、各工場ニ於ル最長操業時間ノ平均ハ十五時間ニシテ、最モ長キハ十六時間ヲ超ヘ、短キモノト雖十二時間ヲ下ルコト少シ、就中埼玉地方ハ最モ長ク、普通ノ場合ニ於テ平均十四時間以上ナリ、福井地方ノ如キハ普通ノ平均ハ十二時間以下ナルモ、其ノ長キモノニ在リテハ四十五時間ヲ普通トシ、繁忙ナル時ハ十六時間以上ニ及ブコトアリ、
機械工場ハ、一般操業時間短ク、概ネ十時間以下ニシテ、繁忙ノ場合ニハ一二時間ノ居殘ヲ爲シ、又時ニ徹夜業ヲ行フコトアリト雖モ、此等ハ主トシテ成年男工ニシテ、染織工場ニ於ケルガ如ク、婦女幼少者ノ徹夜業ニアラザルナリ、蓋シ機械類ノ製作ニハ、職

工ノ熟練ト周密ナル注意ヲ要スルコト大ナルヲ以テ、過度ノ操業ガ勞働能力ヲ減殺スルノ事實明白ナルニ依ル、

此ノ外、印刷、煙草、燐寸等ノ諸工場ノ如キ、多數ノ婦女幼少者ヲ使用スル工場ニ於テモ、一般十時間ヲ普通トシ、繁忙ノ時期ト雖モ、印刷工場ノ外十二時間以上ニ及ブコト少ク、印刷工場ニ於テモ十三四時間ヲ超ユルコト稀ナリ、

休憩時間

休憩時間ハ、前記操業時間中ニ食事時間ヲ合シ、一時間乃至一時間半ヲ二三回ニ分チ與フルヲ普通トスルモ、最少三十分最多二時若ハ其ノ以上ニ及ブモノアリ、工場ノ種類ト操業時間ノ長短等ニ依リ一定セズ、紡績工場ノ如キハ正午若クハ夜半三十分間ヲ食事時間トシ、午前午後十五分宛ノ休憩時間ヲ設ケ、周歲之ヲ更メザルヲ普通トス、機械工場其ノ他ニ於テモ亦休憩時間ニ關シ成規アルモノ多シ、然レドモ製絲工場、織物工場ノ中ニハ一定ノ休憩時間ヲ設ケズ、事業ノ繁閑ニ應ジ、隨時勝手ニ之ヲ増減シ、充分ナル食

事時間ヲモ與ヘザル所アリ、又紡績其ノ他整然タル規定アル工場ト雖モ、監督者ノ威力ニヨリ或ハ機械ノ間斷ナキ運轉ニ促サレ、或ハ出來高拂ノ制ニ依リ自ラ休憩時間ノ目的ヲ達セズ、全然有名無實ニ終ラシムル場合少カラズ、

休日

休日ハ年末年始其ノ他ニ於ケルモノ、外、毎月少クモ二日ノ休暇ヲ與フルヲ普通トシ、紡績機械其ノ他ノ工場ニ於テ一ヶ月三四日ノ休暇ヲ與フルモノ少カラズ、然レドモ製絲織物其ノ他ニ於テハ事業繁忙ナルニ際シテハ、之ヲ一ヶ月二日以内ニ減少シ、或ハ全然休暇ヲ廢スルコト月餘ニ及ブコト稀ナリトセズ、

官立工場及官役職工

明治四十年末現在ノ統計ニ依ルニ、本邦ニ於ケル官立工場ノ總數ハ百七十八、職工總數十二萬三千ニシテ、コレヲ大別シテ染機工場、機械工場、化學工場、飲食工場、及雜種工場ノ五トス、就中機械工場ハ工場數四十四ニシテ、最モ多數ノ職工ヲ傭使シ、其ノ數

實ニ九萬六千餘人ニ達ス、飲食物工場ハ煙草工場ノミト謂フベク、工場數最モ多ク、其ノ數百二十四ニシテ、職工數二萬餘人ナリ、而シテ此ノ二種ノ工場ヲ合算シ、官立工場ノ全體ニ對比スルトキハ、工場數ニ於テ九割二歩職工數ニ於テ九割四分ヲ占ム、次ニ職工中男女ノ割合ヲ見ルニ、女工ハ職工總數ノ一割九步餘ニ當リ、各種工場中機械工場ハ事業ノ性質婦女ヲ要スルコト比較的少キヲ以テ、此ノ種工場ニ於テハ、女工ハ職工總數ノ約八步ニ過ギザルモ、煙草、織物、製紙、印刷、被服等ノ諸工場ニ於テハ、多數ノ婦女ヲ傭使シ、此等工場ニ於ケル女工ノ總數ハ一萬九千九百餘人ニシテ、職工總數二萬六千餘人ノ約七割四步ヲ占ム、更ニ又職工ノ年齢ヲ見ルニ、多數ノ婦女ヲ傭使スル工場ハ、又多數ノ幼少者ヲ傭使スルノ事實アルコト私立工場ニ異ナラズ、機械工場ニ於テハ概ネ幼少者ヲ傭使スルコト少キモ、煙草、織物、被服、印刷等ノ工場ニハ幼少者少カラズ、就中煙草工場ニ於テ最モ多數ノ幼少年工ヲ傭使シ、其ノ職工總數ニ對スル割合左ノ如シ、

十歳以上十二歳未満 一、一九

十二歳以上十四歳未満 一、五一

十四歳以上十六歳未満 二、五二

通計 四、二二

然レドモ煙草工場以外ニ於テハ、私立工場ト聊カ異ナル處アリ幼少者比較的少シ、官立工場ニ於テハ、非常ノ場合ヲ除ク外、概ネ操業時間ハ過長ナラズ、平均十時間ニシテ、其ノ最モ長キモノト雖十二時間ヲ超ユルコト稀ナリ、休憩時間ハ四十五分乃至一時間ニシテ、一箇月四五日ノ休暇ヲ與フルヲ普通トシ、最少ノ場合ト雖一箇月二日ヲ下ルコトナシ。

これ等官邊の調査に就て見るも明治の晩年に於ける勞働状態が想像されるのである。數年前に來朝せし英國のシドニー、ウヰツプは日本の勞働者の状態は英國に比して約一世紀遅れてゐると言ひ、また前年來朝したパワー女史は本所の某大工場の女工寄宿舎を視察

して、産業革命當時の有様を實見する感があると言つた。といふこともいかにも大げさな悪評でもあるまい。また現代産業に伴ふ失職の弊害は、日清日露兩戰役の後に起つた恐慌時代に於て、國民の深く經驗せる處であつたが、其の最も著しきは世界戰後の經濟的大反動に伴うた大正九年三月以後のことで、其の慘憺たる影響は今尙ほ耳に新なる感がある。實に今日富強、世界の三大國の四大國のと誇るその産業の發達進歩は、前述の如き職工の健康寧ろ生命、教育、風紀等有ゆる犠牲によつて得られたものである。一將功成つて萬卒枯るといふ慘事は、獨り軍事にのみ止まらないのである。否な現代一兵卒と雖、その死は靖國神社に奉祀せられ、護國の鬼となつて百世に傳へらるゝが現代産業界のそれ等雜兵(職工)の死は全く酬ひられることはないのである。會社は好況に乗じて數割の配當を爲し、重役や大株主は百萬の資を擁するに至るが、その富を生産せし勞働者の多くは、健康すら保つことを得なかつたのである。社會問題や勞働問題を以て西洋カブレの生意氣者の起すものとなし、或は勞働ブローカーの所爲となし、勞働運動を爲す人々の行爲を以て忘恩

的な、叛逆的な、破壊的な態度であると難するものは、前述の如き事實を知り、またウッドロー・ウィルソンと共に次の言葉を熟考して見ねばなるまい。
 思慮深く事情に通じた人々にして、然も一見極めて穩健な論據に基いて、吾々が今資本主義の名を以て呼んで居るも、その抽象的な本質、即制度そのものは、近世文明を産業的方面より保持し、之を發達せしめて行く上には、必要不可欠なものであると信じて居る者は世界到る處に大勢居る、然しそれにも拘らず、苟しくも社會的勢力に關して眞實な知識を具へて居る程の者ならば、資本主義に對して現在斯くも明瞭に表明されつゝ、あるかの偉大な又廣汎な反對運動は、何等の原因なく、何等かの挑發を受けずして、偶然起るものではないといふことを必ず知つて居る筈である。隨てこの時代運動に反對する態度を頑固に固め込む以前に一と先づ、吾々は虚心坦懐に自分自身に向つて「資本主義の制度は果して糾弾せらるべからざるものであるか」或はもつと詳しく言ひ換へて「一般に資本家達はその資本の運用せられて居る國に於て、その國の利益の爲めに又その同

胞の福祉の爲めに、彼等の權勢を用ひて來たであらうか」との質問を發して見るべき筈である。

資本家等は全く右とは反對に、屢々その傭使する人々を單に營利の道具と見做し、此等被傭者の肉體上精神上の精力をば自分の負擔を…金錢にもせよ同情にもせよ…出来る丈け軽くするやうな狀況の下に於て、傭使することを當然と認めて來たやうに見受けらるるといふことの方が、寧ろ明白過ぎる程の眞實ではないであらうか。更に又多くの立派な人々…生活の他の何れの關係に於ても、最高の主義方針で導かれて居る多くの立派な人々…が銀行業を營む上の行爲や、商工業の發達を計る上の活動に當つてのみは、良心の命令する玉條の中に、寛仁とか人間的な感情とか言ふやうなものは含まれて居ないと、主張して來たやうに見受けらる、ではなからうか。

若し高き道德の上より見、眞の公民としての本務より見たる上記の如き種々の罪科が、屢々實行せられて來たのであるならば、吾々は現代に於ける不満や動搖を全然此等の罪

科に對して反抗する人々の責にのみ歸すべしと言ふべきであらうか。
吾々は寧ろかゝる罪科を除去して、かの榮譽を以て清淨にこの人生に參與せんと欲する人々の爲めに、人生そのものを清淨なものとするの道を求むべきではなからうか。
○革命を避くる
道淺利順四郎譯
吾々は我が邦の工場労働の沿革を調べて見てもウィルソンと共に社會問題を唱へ、労働運動を爲す人々のみの責任を問ふことが出来ない。これ等の運動は當然の歸結で人生そのものを清淨ならしむるものであるといふを憚らないのである。

物價及勞銀指數表 (農商務省調査)

年	次	物 價 (日本銀行調査)	勞 銀
卅 三 年	三 年	一〇〇、〇四	一〇〇、
卅 四 年	四 年	九五、九七	
卅 五 年	五 年	九八、九〇	

卅六	卅七	卅八	卅九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一〇三、〇九	一〇八、三六	一一六、三六	一一九、七五	一二九、二九	一二四、五五	一一八、七六	一二〇、三〇	一二四、七〇	一三二、〇七	一三二、三四	一二六、三一	一二七、八四	一五四、九四	一五七、二	一六〇、八	一六〇、一	一五八、六	一六三、一	一四三、〇

七六
年 年

一九八、〇〇
二五四、四〇

一八六、八

失業狀況 (時事年鑑所載)

十二年ハ七月迄ノ計數ナリ

解雇雇入職工數比較 (農商務省調査)

年次	件		計數	解雇人員
	事業縮小	休業		
大正九年	二一八	二二二	四四〇	二三七、四六〇
一〇年	一五〇	七二	二二二	七四、六一八
一一年	九七	三九	一三六	五八、一七九
一二年	九六	一六	八三	二八、五七四

	大正十年上半期	大正十年下半期	大正十一年上半期
解雇	三五二、〇九三	四八三、三三一	四九、七二六
雇入	五〇九、六九九	四三三、八七二	六八四、一一六
解雇超過		四八、四五九	
雇入超過	一五七、六〇六		一八六、八八〇

五 貧乏問題

社會に富者あり、貧者あるは、人類の經濟生活が始まり、私有財産の制が成立するやうになつては、避くべからざる現象で、何の時代にも貧乏人の存在は絶えず、これを如何にすべきやといふ問題は減することがなかつたのである。併し現代の如く私有財産の制が確立し、總ての生産が自由主義の下に營まれるやうになつては、貧富の差は益々甚しくなり、貧乏問題は最も重要な社會問題として、勞働問題を始め、總ての社會問題の中心を形

作るに至つたのである。

貧乏とは何であるか、貧乏に二種類ある。一は老幼、癱疾者で自活の能力なく、全く他人の救助に依頼して生活する者である。これを窮民と稱する。一九〇九年英蘭及びウェルズに於て救貧院に收容された貧民の数は九十四萬二千八百餘人で、若しスコットランド及び愛蘭に於ける窮民を加へたらば、二百萬人以上に達したであらうと言はれる。我が國の恤救規則によつて救助された癱疾、老衰、疾病及び幼弱者は大正九年には一萬千七百餘人で、年々大差がない。併し外に軍人救護規則によつて救護された者が三萬二千七百九十餘人である。我が恤救規則は明治七年の制定に成り、隣保扶助を主義とし、全く扶助者なき癱疾、老衰幼弱者のみを限て救恤するの法であるから、その救恤者の数はかくも少いのである。

二は自活の能力あるも、その収入僅少にして、一家族の健康を維持するの生活を爲し、人格を養成し、知能を開發するに足る教育を受くるの費を支出し能はぬ人である。換言す

れば現代の文化人としての最低の生活費を有せぬ人である。普通これを貧乏人と稱する。そこで問題は如何程を以て現代文化人としての最低生活費となすかといふことである。これは時と處とによつて非常に違がう。一九〇八年合衆國勞働局の計算によれば、フォル・リバー及びマッサチュセツトに於ける一家の最低の生活費(全く食ふのみの生活)は四百八十四弗四十仙で、文化的生活費は葡萄牙、波蘭、伊太利民族は六百九十弗九十五仙で、英吉利、愛蘭及びカナダ、佛蘭西民族が七百三十一弗九十九仙である。今日の社會にこの最低生活費すら有せぬ貧乏人の多いことは、實に驚くべき程である。我が國ではこの種の統計に乏しいが、大正十一年九月東京府の東京市及びその隣接町村に於ける一部——中等階級に對する調査に就て見るに、官吏、公吏、警察官、中等教員、小學教員、會社員、銀行員、電車従業員、職工その他雜一萬五千七百七十四家に於ける、平均月收入は一家百十六圓六十八錢である。假にこれを以て最低生活費と見做すときは、この最低生活費に足りぬ百圓以下の家數は七千八百にして、殆ど全戸口の半に達し、階級別に就て見れば、勞働者

の平均収入は八十八圓三十七錢であるから、勞働者は平均して最低生活費を得ることが出來ず、その他官吏、警察官、電車従業員等も亦總て生活費を得ないのである。また震災後東京府下の中流階級就中俸給生活者一千廿七世帯に就て調査したに、一世帯平均収入は一ヶ月百十六圓五十七錢で、生計費は一ヶ月百廿一圓九十九錢で、差引不足は五圓四十二錢といふ統計であつた。また俸給生活者と高級勞働者との二大別して、收支關係を見れば、

俸給生活者		勞働者	
收入	支出	收入	支出
一二二、八一	一三〇、四九	九九、〇三	一〇二、六六
七、六八	七、六八	三、六五	三、六五

の相異はあるが、その収入が支出に及ばないのは同一である。尙ほこれを月收八十圓以下、百圓以下、百五十圓以下、二百圓以下、二百圓以上の五階級に就て調査したに二百圓以下は何れも収入不足で、二百圓以上は僅かに餘裕を存するといふ状態であつた。而して

それ等の不足は多く賞與または貯金の引出しによつて、補填される仕未であるといふ結果を得たといふ。如何に東京府下の人民が貧乏してゐるかは想像の外であらう。既に生活費を得る能はぬとすれば一種の窮民とも稱し得られやうが、併し都會は文化が發達し生活費が昂上してゐるから、文化的生活を營み能はぬ貧乏人と見るのが至當であらう。既に月收入二百圓以下の者を貧乏人とすれば、俸給生活者の大部分と労働者の全部は貧乏人たる譯で、以て他の營業者の貧富も推測されるのである。近時都會生活者の不安が増進されつ、あるは、全くかかる處に原因するのである。

六 貧乏の原因

現代に於ける貧乏の原因は何處にあるか、これは多岐にして複雑、決して單一單純ではない。これを個々人に就て調査し、社會に就て觀察するに凡そ二に分けられる。その一は個人的原因で、その二は社會的原因である。(一) 身體に疾病があり、虚弱にして充分の

労働が出来ぬ。(二) 精神に缺陷があり、懶惰にして物に倦み易く、惡癖あつて金錢を浪費する。(三) 知識劣等にして労働能率上らず、良き職業に就き得ずして貧乏するといふが如きは個人的原因である。

併し分配が不公平である爲めに、富の生産が不充分である爲めに、無用なる消費が多い爲めに貧乏するといふが如きは、全く社會的原因である。されどこれ等の原因を精査するに、兩者は決して截然たる區別を爲すものでない。互に原因となり、結果となつて相錯綜するのである。所謂個人の罪か、社會の罪かとは長く解決されぬ疑問で、個人的原因といふもその實は社會的原因に基因することが多い。病氣といふも、労働の過度、營養の不良等より來ること多く、知識の劣等といふも教育の不足より來ることが多い。これ等の諸原因は實は多く貧乏の結果で、その貧乏はまたそれ等諸原因の結果である。互に因となり、果となつて錯綜するのである。併し予は先づ社會的原因を主として貧乏の原因を尋ね、交ゆるに個人的原因を以てするであらう。

また米國のスパールといふ人の調査によれば、一八九〇年に於ける同國の富の總計は、六百五十億弗で、これが分配を見るに全家族數は千二百五十萬で、その半數弱は無財産で、その八分の七は八分の一の財産を有し、その一分が全富の二分の一を所有し、九割九分の者が有するよりも多くを有するといふのである。またチャ・マナーが一九〇八年に、英國人の收入の分配を調査したのを見るに、英國民の全收入は十八億四千四百萬磅で、内九億九百萬磅は百六十磅以上の收入者が占め、更にその中七百磅以上の收入を有する者は百四十萬人（家族數二十八萬）で、その全收入六億三千四百萬磅で、七百磅以下百六十磅以上の收入を有する者は四百十萬人（八十二萬家族）で、その收入は二億七千五百萬磅で、百六十磅以下の者の數は三千九百十萬人であるといふ。これ等の調査が如何程まで、事實の真相を語るものであるかは疑問とするも、各國ともに富の分配が不均で、國民の多數が貧乏してゐるといふことは明かな事實である。この分配の不均は極めて不公平のこととて、全く現代の資本主義の經濟組織にこれに起因する政治制度等に原因するのであ

る。何となれば

一、産業を經營する資本家はその産業より受くる利益を利潤と稱して盡く己の所有となし、労働者には賃銀と稱して最低の生活を維持するに足る費用を給與するに過ぎない。生産は資本と努力の協調によつて成るも、其の分配は資本家の獨占に委せらるゝ、彼等は全く獅子の分前を得てゐる。

二、自由競争の結果として、個人中の強者や奸諂者が獨占的性質を有する事業を專有して富を得たことである。例へば鐵道、電車、電燈、瓦斯及び鑛山、土地等の如きは競争を許さぬものであるが、何れの國に於ても最初これに對する一定の方針がなかつたから、利に敏き事業家は早くもこの種事業を獨占して莫大の利益を占めた。我が國の岩崎、三井、古川、住友、藤田等が巨富を作つた原因の多くはその始め獨占的事業を私せし結果である。

三、分配を更に不公平ならしめたものに相続法がある。現代私有財産制の下に於ては相

續によつて、財産の全部を子孫に移轉せしめ得るから、富者の富は子々孫々に傳はりて、益々其の富を増加し、不平均なる分配は代を經る毎に愈々其の程度を高むるのである。人或は今日の貧富の原因を説明するに、進化論の理法による優勝劣敗の結果であると論ずるが、實は優勝劣敗の理法によるよりも相續法の結果によること、多いのである。

四、租税制度の如何はまた富の分配に關することが多い、例へば累進税の認められない租税制度、間接税たる消費税等の直接税に比して重き制度等は富の分配を不平等ならしむる有力なる原因となる。

五、労働者に精神的及び肉體的疾病があつて充分なる労働が出来ぬ、教育が不足し、知識が劣等で、労働能率が上らぬ爲に、多額の分配を得ることが出来ぬといふ有力な個人的原因がある。併し更にこれを精査すれば、これ等は貧乏の結果に歸することが多い。貧乏は貧乏の原因であるといふことは此處にも事實である。

以上の諸原因は總て現代の社會組織及び制度並にその政治から必然に起る結果とも稱す

べきものである。特に我が國の如く富國を以て政治の中心となし、産業の發達に特殊の保護を與へて、全く他を顧みなかつた所では、この勢は一層甚しかつたのである。即ち大正九年七月租税制度改正前に於ける我租税制度の如きは其の著しき一例である。日清戦後歲計の膨脹は主として消費税、例へば酒造税、醬油税、葉煙草專賣、砂糖等によつて維持せられ、財産、収益または所得に對する課税は僅に一回、地租並に所得税に増徴されたのと營業税の賦課されたのみで而かも地租は三十六年限りにて舊率に復した。かく消費税が偏重されたから、下層階級も上流階級も同一の負擔を蒙ることとなつて頗る不公平の結果を來した。日露戦後はその勢は一層甚しく、政府は非常特別税法によつて、在來の各種租税に對して、一律に増率を加へたばかりでなく、葉煙草專賣法を改めて製造煙草專賣法を實行し、一方には鹽專賣法によつて國民日常の必需品の價を騰貴せしめ、新に織物税、通行税を起せしと共に、關稅全般に増率を加へて内國税と均衝を保たしめようとしたが、四十一年度に於て更に酒造税法中第一種造石税一石につき十七圓を二十圓に引上げ、第二種

以下に對しても同様の増率を加へ、麥酒、酒精及び酒精含有飲料税、砂糖消費税を増課すると共に、石油消費税を賦課し、一石の定率を一圓としたので、日常必需品に對する税率は益々重くなり、前記の弊害は一層増加されたのである。

ロ、生産の不足

貧乏の第二原因は現代の經濟組織では生産が充分に行はれぬといふことである。則ち生産の要素たる土地も資本も勞力も充分に活用され、その全生産力を發揮してゐないといふのである。これは現代人類の知識が不充分であり、若しくは科學の進歩が幼稚で、それ等要素を活用し得ない爲めでない。全く現代の經濟組織に基因するのである。何となれば私有財産制度と自由制度の上に立つ現代の經濟組織に於ては、生産は社會の人民の生存の爲めに必要なる要求によつて營まる、のではなくて、資本家が自己の利益を目的としその營利の爲めに行ふのである。故に生産は市場の需用に應じて行はれる。需用は人の慾望より起るものなれど、單純なる慾望のみでは需用とならぬ、慾望が需用となるには必ず購買力を

件はねばならぬ。即ち購買力ある慾望にして始めて生産を惹起す需用となるのである。故に社會には物資が缺乏し、慾望は充分あつても購買力がなければ遂に市場の需用を喚起するに至らず、資本家は敢て生産をなすに至らない。されば購買力の豊富な富豪の欲求する贅澤品の類の生産は無限に増加するが、一般人民の欲求する生活必需品は容易に増加せないのである。これは利益を唯一の目的とする現代の生産に於ては止むを得ぬことで、需用に超過した生産は直に價額の下落を惹起すから、資本家は生産を制限し、或は賣止を爲し、また國外に輸出し、甚しきは生産品を破棄してまで、生産品の減少を計り、價格の調節を計る。我が紡績業に於ける操業短縮等はこの類で、總ての生産業に行はれるのである。かくて現代の生産は國內の富即ち購買力に應じて増加するの外なく、國民貧乏なれば生産もまた増加せず、生産が増力せねば國民の欲求は滿されることなくして、社會は長く貧乏するのである。所謂貧乏の最大原因は貧乏であるといふはこの理由である。

この生産の方法は一方に生産の不足を生ずると共に一方にその過剰を生じて、國民の浪

費を誘起する。利益の多いと思はる、生産品には資本家が争て投資して、時には社會の實需如何を省ないから生産過剰となる。生産者はこの生産品を處分するが爲めにあらゆる手段方法を盡す、その結果は國民は無用なものまで買はされ、遂には浪費の習慣を起すやうになるのである。その弊は次項に述べよう。

ハ、無用なる消費

貧乏の第三原因は現代の經濟組織に於ては無用なる富の消費即ち浪費が行はれるといふことである。個人が浪費すれば個人が貧乏となる如く、社會が浪費すれば社會が貧乏となるのである。既に現代では生産が不足し、分配が不公平で、社會の大多數は生活に必要な物資を得ることが出来ないで貧乏するばかりでなく、更に無用なる消費によつて社會の物資は益々缺乏し、個人は益々貧乏するのである。無用なる消費に種々ある。

一は現代の經濟組織に於ける賣買制度より生ずる。現代の賣買制度は、昔時交通運輸の發達せぬ時代に行はれた遺物で、生産者と消費者との間には幾多の仲次商人がある。故に

生産者の得る賣價は廉くて正當な利潤さへ得られぬといふに、消費者の支拂ふ買價は極めて高價であるといふ矛盾がある。例を我が農産物に取るに生産者は消費者の支拂ふ價格の二分の一か四分の一しか得ること能はず、残り二分の一乃至四分の三は盡く仲次商人の手に歸してしまふ。故に消費者より見れば倍以上の高値を拂はされ、生産者より見れば二分の一以下の安値を取るのである。若し生産者より仲次者を經ずして、直に消費者に渡されるならば、この矛盾と無用の費用の多くは省かれるであらう。

二は現代の自由制度より來たる浪費である。現代の生産は多く個人の經營に成り、自由競争の上に行はれるから、相互に競争の爲に莫大の資金が消費される。その最大なるは國際競争に基因する國際競争の費用及びこれが準備たるべき軍備の費用である。現代の戦争が經濟戦争の一種で、その費用の如何に莫大なるかは世界戦争を實驗せる現代人の痛感する處で、今日の世界的不景氣は全く數年の戦争で、世界の物質を渴盡した結果に外ならぬのである。更に浪費の最も卑近な著しい例は、各種の營業競争に費される廣告費若しくは

宣傳費である。今日の商品は社會の眞の需用によつて生産されないで、個人の利益の爲めに生産され、その生産量は思惑から成り、營業は各人の自由の競争に任せられてあるから、廣告若しくは宣傳によるの外、他を排して自己の商品を擴張するの法はないのである。尠くともこれが最も正常な有力な武器とされるやうになつた。故に近時に於ける營業の廣告宣傳の盛になつたことは驚くべき程で、各營業者はあらゆる手段と方法を盡して顧客の購買心をそゝるに努む、どうしても、買はせるといふ方法である。爰に於て無用の消費は二重に起る。一は買方で、不急無用の品を買ふこととなり、一は賣方で廣告費、宣傳費に莫大の消費をなすこととなる。而かもその競争費は生産品に加算されるから、結局は買方即ち消費者が負擔させられることとなるのである。若し一切の生産が社會必需の爲めに行はれるに至らば、これ等の競争費用の大部分は省かれて、商品は廉くなり、消費者はそれだけ無用の消費を免かれ得るであらう。

三はまた現代の經濟組織より起る投機に伴ふ浪費である。投機には株式取引所、米穀取

引所等の如き公定の取引所に於て行はる、ものの外に、また需用を豫測して營む生産より起る所謂思惑的生産といふがある。この兩種の投機の行はれるは、何れも價格の變動の烈しいことから起るので、價格の變動はこれ亦自由制度に基く經濟組織にあつては避くべからざる結果である。併しこの兩種の投機の爲めに如何に浪費が行はれ、社會が貧乏するか測り難い程である。

四は人類の罪惡、過失、災害等より來たる浪費である。酒類の爲めに費すもの、不倫なる性慾の爲めに費すもの、不經濟なる食物の爲めに費すもの、若しくは疾病、災害等の爲めに費す浪費は何れも極めて莫大である。チャールズ・エフ・ドールは一九〇九年に於ける米國人の浪費を擧げて、第一怠惰、罪惡、犯罪、白痴、癡狂の爲めに費した金額は五億弗、酒類に十億弗、その他疾病の爲めに三十億弗、火災の爲めに二億弗、不經濟なる食物に十億弗、不用なる自動車の爲めに三億弗乃至四億弗、合計六十億弗以上で、同年の全收入二百十億弗に對し、約三割を超過したといふことを示した。我國に於てもこの種の浪費

は極めて多い。大正十年に於ける日本酒の醸造高は五百七十五萬五千餘石、麥酒六十五萬六千餘石である。假に一石二百圓とすれば、約十二億八千餘圓に達する。また大正十年藝妓娼妓及び酒肴代は一億二千六十四萬一千三百七十七圓である。飲酒と貧乏は極めて密接な關係があるもので『日本の下層社會』には次の記事がある。

此處に特筆すべきは、今日東京の貧民窟にては、酒は日常生活費用の一に加うべきこと
是なり。十人中七八人までは酒を飲む、或は差配、損料屋に不義理を敢てして、而して
兜屋に對しては却て義理を重んじ、常に其の信用を缺かんことを恐る、其の生活に窮す
る、多くは酒の爲にして、夫婦喧嘩起るも亦近因酒より來る。蓋し禁酒論者の言ふが如
く、酒の爲に即ち貧民となりたるか、或は貧なるが故に酒を廢する能はざるか、俄に斷
じ難しと雖、燒芋屋殘飯屋の繁昌なると共に、貧民所在の白酒屋繩暖簾の出入頗る繁
し。

と飲酒の爲め貧乏するもの多きは全く事實で、今日と雖この記事の如くなるは吾々の目撃

する處である。また火災、水害等より蒙る損害は年々莫大である。大正九年火災の損害見
積高は約五千四百八十六萬六千餘圓で、その前年は八千四百四十萬圓に上つてゐた。若しそ
れ大正十二年九月一日の大震災に於ける東京府下、神奈川、埼玉、山梨、千葉四縣の損害は
總計百一億一千五百萬圓以上である。○時事新報調査その他疾病、犯罪、奢侈等による浪費を數
へたらば、蓋し驚くべきものがあるであらう。これ等の浪費は社會制度の不備、不可抗な
自然の威力の結果によるものもあるが、また科學の發達、教育の進歩、道德の修養、人間
の注意力の養成等によつて、避け得られるものも尠くないのである。

第四章 社會問題の解決

一 社會主義か社會政策か

現代社會問題として、予は勞働問題と貧乏問題とを挙げ、その事實とその因て起る原因とを示した。如何にしてこの問題を解決して、勞働條件を改善し、勞資の軋轢を斷ち、貧乏を根絶し、多數民衆の生活を安定にし、幸福ならしめ得べきか。これには二の解決法がある。一は根本的改革を主張し、社會組織そのものを變革して、この問題を解決せんとするものである。これを社會主義と稱す。二は漸進的改良を主張し、現代の社會組織を維持しながら、國家若しくは社會の政策の力によつて、この問題を解決せんとするものである。これを社會政策と稱す。故に社會主義も、社會政策も、現代社會の特質を觀察し、批評することも、其の到達せんとする窮極の目的も略々同一である。異なる處はたゞ其の採

る方法手段のみである。

社會問題を解決するに、この兩者果して何れを選ばべきか、既に社會問題は社會組織より必然に發生し來るものであるとせば、社會を改造し、組織を變革するでなければ、其の全き解決は得られぬであらう。從來社會問題の解決に革命の伴うたのはこの爲めである。これを我が國に見るも、大化の革新も、明治の維新も一種の社會革命を伴うた。併し社會問題を解決せんとして、社會革命を惹起すは恰かも病氣を治せんとして、大手術を試むる如きもので、生命を犯すの危険が附隨する。例へば十八世紀の佛蘭西革命若しくは最近の露西亞革命の如く、數百萬の人命を絶ち、國家覆没の大禍亂を齎らすことがある。かゝることも人類永遠の幸福の爲には忍ばねばならぬとするも、これ等革命は多く歴史上必然の運命に出で避くべからざる勢に迫まれて起つたものである。佛蘭西革命は十八世紀末の佛國には必然に到來する運命で、露西亞革命は世界大戦中の露國には必然に到來する運命で、共に避くべからざる勢の結果に出でたのである。ウイルソンは露西亞革命を説いて、

何が露西亞革命の原因であつたか、この間に對してはたゞあれは全社會制度の所産であつたと答ふるの外はない。實際あの革命は突發的な出來事ではなく、幾世代の久しきに亘つて、漸次に盛り上りつゝあつた。あれは人間としての満足を得、人間としての幸福に到達するが爲めに凡ての尋常な人間の欲求する、また獲得しなければならぬ權利や特典をば、露西亞人の大衆に對して組織的に拒んで與へなかつたことに起因して居る。露西亞人の大衆の生活には、何の望の緒口もなかつた。彼等はたゞ己を圍繞する障壁に向つて絶えず自分の魂を投げつけては肉傷き、氣衰へて、遂に仰向に打倒れるばかりであつた。さうしてたゞ力強き者のみが、その權利を確保し、または進んで物質的な成功を得る道に近づくことさへ許されて居つたのである。

○革命を避くる
道淺利順四郎譯

と言つたのは、この理を説いたのである。總じて國家の制度、社會の組織の成立も破壊も何れも必然の勢に驅られ、その時代の必要に應じて起るものである。例へば十五世紀以來歐洲に封建政治が衰へて、君主權が強大となつて、中央集權政治が行はれたのも、十九世

紀以來自由民權の説が盛になつて、立憲政治が行はれたのも、産業革命によつて經濟上の自由制が確立して、資本制度の社會となつたのも、何れも歴史上避くべからざる勢に迫まれ、時代の必要に應じて起つた必然の運命である。そうしてその勢の定まつたときには、猥に人力を以て左右すべからざるものである。されば現代の資本制度を倒すにはまたこれを倒すべき必要と倒れねば止まぬ勢とがなければならぬ。現代の社會組織に於て、資本主義の弊は充分認められて來たか、果してこれを破壊して、別箇の社會主義的社會を建設せねばならぬといふ勢が迫り、運命が待ち、必要があるであらうか。尠くとも現今の我が國に於て、その運命、その勢、その必要があるであらうか。吾人は社會組織の變革を以て、我が國體を破壊するといふ固陋の見解を排するが、而かも時機の熟せぬに、猥にこれを倒さんとするは、徒に社會の秩序を紊亂し、人民の安寧を害するものであると信ずる。急激な社會秩序の破壊の如何に恐るべきかは、大震災後の東京市民の等しく目撃痛感した處である。當時交通機關が破壊され、無政府状態に置かれた東京、横濱に於て、如何に恐

るべき幾多の罪惡が行はれたか、流言飛語は盛に傳はり、白日の下暴掠、殺害、刃傷、強姦等が恣に行はれたのは、今日追想するだに膚に粟を生ぜしむるのである。既に急激なる變革の冀ふべきことにあらざるを知らば、他に取るべき方法はないであらうか。今日醫學の進歩は昔日到底治すべからずとした幾多の病氣を治するの法を發見した如く、今日の社會に關する諸科學の進歩と數千年の歴史の教訓、人類の經驗とは、今日まで不治と稱せられた社會的疾患を治すの法を教へぬであらうか。深思すれば吾々は幾多の治療法を教へられてあるのである。尠くとも吾々の知り得る處では、

一、常に民心の歸向する處を知り、時勢の推移する處を明かにし、能くこれに順應して進み、みだりに時勢に逆行せぬことである。例へば十九世紀の自由平等の世には、飽まで自由平等の眞理にして、民心の歸向する大勢であることを認めて進み、また現代の如く、民主的の世、社會的の世には飽まで、その眞理を大勢たることを認め、これに順應して進み行くのである。若し徒に民心を壓迫し、その必然の要求を無視し、時勢に逆行するの政

治を行はんか、國家及び社會の進歩發達を阻害するばかりでなく、極めて危険であるのである。故に總ての政策は爰に基調を置いて進まねばならぬ。神武天皇が二千五百有餘年の昔に於て、大人制を立つる義必ず時に従ふ、苟も民に利あらば、何ぞ聖ヒコノミコト造に妨はむと仰せられたのは、今に以て鑑とせねばならぬ語である。

二、絶えざる革新によつて、常に社會組織を新にし、潑刺たる生命を保ち、問題の起る餘地なからしむることである。これは英國に於て常に見る處で、英國の政治及び社會には絶えざる進歩と革新とがあつて、革命がない。この國は進歩主義及び急進主義と保守主義とに分かれ、前二者は常に進歩革新を主張し、後者はこれに反抗するが、その遂に抗し能はぬと知れば、讓歩するを常とする。一八三二年の選舉法改正及び一九一〇年の議院法改正はこの好例である。かくの如くして英國の政治及び社會の組織は絶えず變化し、進歩し、貴族的な國は民主主義の國となり、自由放任主義の國は社會政策の最も能く行はれる國となつた。何人も半世紀以前の英國と現代の英國とを比較せば、全く別箇の國家を見る

が如き感を起すであらうが、この變化は全く漸次に人の氣附かぬ中に、而かも休みなき進歩によつて成し就けられたのである。英國のこの態度は社會問題の平和的解決を冀望する者の常に留意せねばならぬことである。

三、適當なる社會政策によつて、問題の起るを防止し、若しくは起つた問題を直に解決し、除去することである。これは穩健なる社會の維持、發達を冀ふ者の等しく承認する處で、現代列國の政治の最重要事となつてゐる。現代の諸國は民衆の幸福生活の安定を計るを以て、政治の第一義となし、資本主義の弊害を救治するが爲めに、何れもこの社會政策を行つてゐる。

要するに(一)によつて民心の歸向する處に進み、(二)によつて常に社會組織を新し、(三)によつて社會疾患を防止し、除去するのである。かくの如くして過らなかつたならば、予は革命を防止し、社會問題を解決して、國民生活を永く安定ならしめ得べしと信ずるのである。かく予は社會政策を以て、社會問題解決の最良手段と信ずるが、併し敢

て社會主義を排撃するを要せぬと思ふ、予は社會主義は社會政策の刺撃として、また精神及び方法等と與ふるの源泉として見んとする。事實に於て今日社會政策の發達したのは、社會主義の發達に負ふこと多く、その行ふ政策の多くは嘗て社會主義者が唱導したことにかゝるのである。思ふに社會政策家の態度は、眞面目な醫師の態度でなければならぬ、貴重なる人身には學術的承認を経ざる新藥、新療法は使用せない。併し常に新藥新療法に注意し、何時にてもその功驗が學術的承認を経たときには、これを使用するの準備と要意とがなくてはならない。社會的疾患を治するを任務とする社會政策家には常にこの心掛がなければならぬ。

二 社會政策概論

社會政策とは社會主義を排し、社會改良主義に基づき、現代社會制度の根本原則たる私有財産制度と自由制度とを維持しつゝ、國家若しくは社會の政策によつて、現代社會組織

より来る有害な點に就て、種々の制限を加へ、その弊害を除去し、社會各階級の調和を保ちつゝ、社會全體をして、永遠に健全なる發達を成し就けしめんとするのである。

始め自由主義の盛なるや、國家が私人の産業に干渉するが如き社會政策は、人間の自然權たる職業の自由を妨害し、産業の發達を阻害するものとして排斥された。且つ思へらく既に居所の自由あり、職業の自由あり、何人が何處に於て如何なる職業に従事するも妨げなしとせば、各人の職業を得ず、若しくは貧乏するはその人の怠惰なるか、知識才能の劣等なるか、然らざれば避け難き自然の運命である。猥にこれを保護するは無益である許りでなく、勤勉なる人の財を以て怠惰なる人を保護するに異ならずと。これ等の思想に制せられて、社會政策はたゞ工場法の一部となつて、女子及び幼少年者の勞働を保護するに止まつてゐたが、十九世紀の後年に至り、社會思想の進歩に従ひ、職業の自由といふが如きは虚名に過ぎず、働かざれば食はれぬ人には飢饉の自由こそあれ、如何で職業選擇の自由あるべき、資本主の提供する職業にはその好嫌を問はず従事せねばならぬ。若しこの社會

状態をその儘に放任せんか、社會の强者は益々強となり、弱者は益々弱となり、全く弱肉強食の世を現出するに至るであらう。かくて寧ろ産業の發達を企圖し、社會の進歩を計り得べき、且つ人の貧乏し、失職するは必しも、その人の怠惰、知識の劣等なる爲めのみでなく、社會制度の避くべからざる運命に出ることが多い。而してかくして生ずる多數な貧乏人を放任するは極めて危険にして、國家の秩序を維持し、その安寧を招致する所以でないといふ思想が漸次行はれ、社會政策の重要なことが一般に承認されて來たのである。

社會政策を組織的に始めて唱導せしは獨逸の經濟學者で、一名講壇社會主義または國家社會主義と稱せられた。而して始めてこれを國家政策となしたのは獨逸の宰相ビスマルクである。始め彼は社會主義を力壓しようとしたが、その到底絶滅すべからざるを見て、反對に敵の武器をとつて敵を制せようと思ひ、一八八三年以來疾病傷害及び老癈保險の三大法を制定せしを始め、各種の徹底せる社會政策を行つた。十九世紀後半以來この國が示し

た無比の繁榮を發達とはこの政策に負ふ處が多い。また英國のロイド・ジョージの政治も多く社會政策より出でた。彼が企つて各種の勞働立法はもとより一九〇九年の豫算案の如きは反對派より社會主義的案と非難された程で、全く急進的社會政策に基いたものである。この國に革新があつて革命がないのは全くかゝる思ひ切つた社會政策が絶えず行はれ、社會をして常に清新ならしむるからである。かくの如くして社會政策は、近時各國政治の基調となるに至つたのである。

日本社會思想の發達と社會生活 我が國社會思想の發達と社會政策の沿革を敘するに、予は便宜の爲めこれを四期に分けやうと思ふ。第一期は維新から明治の十年代、第二期は二十年代から日露戦争前後まで、第三期はそれから大正六七年頃まで、第四期はそれから現今まで、としたいのである。

第一期は社會政策の最も活潑を極めたときである。既述の如く明治維新は政治革命たりと共に社會革命であつた。新政府は自由の制度を以て、封建的社會問題を解決したが、人

民の生活問題はその最も意を用ひた處である。且つ幕府倒れて、皇室と人民との關係頗る密接となり、君臣父子の觀念は一層明かになつたので、億兆一人もその處を得ざるは皆朕が罪なりと仰せられ給うた洪大な聖恩を體し、明治政府は大に善政を施して萬民を悅服せしめようとした。然るに維新の政治及び社會上の大變亂に會して、その處を失し、貧窮に陥りし者等頗る多く、人心動もすれば舊政を慕うて、新政を呪咀せんとし、天下騒亂の兆もあつたので、新政府は努めて人心を安定するの術を講ぜねばならなかつた。これ等の思想及び時勢の必要から、種々の社會政策的施設は試みられた。各種の救濟、教育、授産等の社會的事業は各地に行はれた。明治二年北海道に開拓使を置きて、移住を奨勵し、開墾者には居家、農具等を給與せしこと、下總の小金ヶ原を開きて東京府下の無産の民を移せしこと、東京に教育所を設けて産業を授けしこと、士族授産の法が追々各地に設けられたこと等は、その重なるものである。また棄兒養育規則を始め、濟貧恤窮規則等の設けられたのもこの時代で、明治元年三月諸國にあつた高札を撤して、王政一新を示した第一の高

札三ヶ條の一には、鰥寡孤獨癡疾のものを憫むべき事

として、慈仁を以て人民第一の心得とすべきことを教へた。三年七月太政官中に民部省を置くや、その規則の一に、

民政ハ治國之大本最主重之事トス謹而御誓文ニ基キ至仁之御趣意ヲ奉體シ府藩縣ト戮力協心教化ヲ廣クシ風俗ヲ敦クシ生業ヲ獎勵シ撫育之術ヲ盡シ賑濟ノ備ヲ設ケ上下ノ情ヲ貫通シ以テ衆庶ヲシテ可令安堵事

と定め、同月二十五日在京の知縣事の歸國する者に、右大臣公より、

民者國之本也其不安皇運隆替之所係ニシテ億兆父母之天職夙夜御忱惕被遊候知縣事ハ其赤子ヲ撫育スルノ重任ニ付深ク朝廷御仁恤之御趣意ヲ宣布シ生ヲ樂シミ業ニ安ズルノ治化行届候様勉勵盡力可有之事

と諭されたのを見ても、當時如何に賑恤救濟人民の生活の安定を企圖せらるゝの社會政策が重じられたか、明かである。而して新政府の意を體した各藩知事は競うてその舊領内に

各種の社會政策を行つた、これを和歌山縣に就て見るも、明治二年和歌山町元寺町の舊馬部屋であつた處に教育所を設け、窮民を養育し、市人の商賈數人にその世話をなさしめ、これに職業を授けたが、その數は百數十名に達した。四年七八月の頃養育の窮民百名程を各町に割當て、町役人の世話を以て、養子縁組雇人等となしたといふことがある。また同縣の田邊藩では、明治三年三月に貧院を田邊、朝來、南部の三ヶ所に置いて窮民を賑救した。この貧院の資本は多く管内殷富の農商を説いて出資せしめ、米五千石を基本とし、年々の利子を以て貧民三百口を養ふべき目的であつたといふ。かゝる例は各府縣にあつたやうで、溢る、如き洪大慈仁の聖恩、皇室の傳統的政策と相俟つて、頗る活潑な社會政策が行はれたのである。

第二期に至り自由の理が漸く明かになり、居所及び職業の自由より經濟上の自由主義が漸く成るに及び、何人も己の好まざる職業に従事するの義務なきと共に、何人も生活する能はざるとして、救助を要求する權利なしといふ原則が一般に承認せられ、人は自から進ん

で自己の運命を開拓すべきもので、決して國家の保護干渉を俟つべきものでない、彼の貧者は多く自から招く處で、國家は彼等を救助すべき義務がない。徒にこれを救助するは却て怠惰に陥らしむるもので、害あつて益なく、その救助は勤勉なる人民の資を以て怠惰者を養成するが如き、不合理なものであるといふ議が一般に行はれて來たので、賑恤救済に關する我が政府の態度並に一般社會の思想は大に變つて來たのである。明治二十三年第一期議會に窮民救助法が上程されたときに、議員堀越寛介氏はこれに反對して、

公費ヲ以テ窮民ヲ救恤スルト云フコトハ、決シテスベキモノデナイ、公費ト云フモノハ公衆一般ノ爲ニ使用スベキモノデアル、貧者ト云フモノハ所謂無智トカ、懶惰トカ、怠慢トカニヨツテ、自分自カラ求メタモノデ、或ハ天然自然來タコトモアランガ、其ノ貧窮ト云フコトハ其ノ人一人ニ止マルコトデアル、此ノ公衆一般ノ關係ノ爲メニ使用スベキ公費ヲ以テ、此ノ貧民ヲ救助スルハ所謂公衆一般ノ金ヲ一人一箇ノ爲ニ使用スルモノト見ネバナラヌト云フノハ、其ノ性質ニ於テ甚ダ反對セネバナラスコトデアル。貧民ハ

社會ガ癡疾ニサセタノデモ、懶惰ニサセタノデモ、怠慢ニサセタノデモナクテ、貧民其レ自身ガ招イタノデアル、決シテ公衆ニ關スル費用ヲ以テ救フベキモノデナイコトハ性質上明カデアル。○官報速記録
による大要旨

といつたのは、能く當時の思想を代表したもので、時代の必要によつて、明治七年以來改正されない濟貧恤窮規則の範圍を擴め、多數の貧民を救済しようと欲した窮民救助法も、遂に否決の運命に遭遇したのである。且つ我が國は昔より隣保相扶の情誼が厚かつたので、貧民の救恤等は多くこれに委ね、社會施設は唯隣保相扶の及ばざるものみに止むるといふを原則としてゐた。かくて國家は隣保相扶にかすけて救助の責任を免かれんとし、府縣市町村はまた國費支辨の恤窮規則によつて、救助の責任を免かれんとするのが、當時一班の狀況であつた。當時また産業上の自由主義によつて、國家が個人の産業に干渉するは不當であるばかりでなく、産業の發達を阻害するものであるとされたから、勞働立法の如き勞働者を保護する法律は盡く排斥されたのである。さればこの期間に於ては、會

て政府によつて保護せられ、奨励せられ、若しくは經營せられた社會政策及びその事業は多く廢絶した。これは恰かもこの時代に、政府の經營若しくは保護の産業が多く廢絶して民業に移されたと同一である。たゞ變はらぬのはこの時代に於ける皇室關係の社會事業のみである、これは後に述ぶるであらう。併しこの期の晩年に及んでは時勢の進歩は遂に舊態に安じしめない、明治三十三年三月には感化法が發布せられて、感化院が各地に設立せられ、孤兒養育院等が慈善家の手によつて續々として設置せられて來たのは全く時勢の必要からである。

第三期になつては日露戰後國力の發展に伴ふ國民負擔の劇増せると共に社會狀態も亦舊のやうではなく、貧富の懸隔が漸く著しく、國民の生活難が甚しくなつたので、社會政策も漸く面目を一新するに至つた。戊申詔書はこの機運に生まれて國民に上下心を一にし忠實業に服し、勤儉産を治め、信義醇厚、華を去り、實に就くべきことを誠しめ、次で施療濟生の詔を下し給うて、無告の窮民にして醫藥給せず、天壽を終ふること能はざるものを救療する

の法を講ぜしめたので、社會政策は全く一新時期を畫することとなつた。特に注意すべきは徒に恤救感化に従事するよりは、その弊源を絶ち、これ等の弊を發せしめないやうに勉め、且つ國家の健全なる發達は地方の健全なる發達に俟つべしといふの議が起り、地方官廳、宗教家、教育家等をして公私協力して、地方改善、部落民改善等の事業に著手せしめたことである。尙ほこの期に至り、産業奨励の手段として設けられた産業保護政策、または各種の産業組合の設立せられたのは小營業者を保護するの點に於て、低利資金の供給に於て物品の廉價購入に於て、物産の共同販賣に於て、社會政策上の効果は頗る著しかったのである。これ等の形勢は明治の晩年を通じて大正六七年頃まで續いた。併し要するに生産の發達増加に國民上下共に全力を注いで、多く他を顧るの餘裕なく、且つ勞働者貧民等の自覺が進まないで、その要求が未だ切實でなかつたので、勞働者を對象とする勞働立法、貧民を對象とする社會政策は幼稚の域を脱しないで、漸く行はれた僅かのそれ等施設も極めて小規模たることを免かれなかつた。我が國唯一の勞働立法も幾度か制定されんとしたが成らず、明治四

十四年に至つて始めて制定されたが、而かもその実施は大正七年を俟たねばならなかつた。第四期に至つては國內産業の發達に伴ふ社會組織の著しき變化、下層民特に勞働者階級の自覺運動、世界思想の變化及びその影響感化等によつて我が國の社會思想及び政策その事業等も大に進歩し發達して來た。これ等の詳細なることは次の勞働運動の進歩を敘する處に述ぶるであらうが、併し我が社會政策の施設する處は實は尙ほ極めて幼稚で、歐洲諸國に比して頗る遜色あるを免かれないのである。これ等は以下比較によつてその概を示すであらう。

三 社會政策の動機

現代に於ける社會政策は如何なる主義、思想及び必要に基いて行はれるか、これを研究するは、現代の社會政策を了解するに最も必要のことである。現代の社會政策の動機は封建時代と同一でない。

一は同情または慈善心に基いて起る。これは昔日に於て社會政策の最も主要な動機であつた。自己の同胞が不幸にして、貧苦窮迫の境に沈淪するを見るに耐え兼ね、これを賑恤救濟せんとするは、人情の自然である。故に鰥寡孤獨を賑はすは、東洋に於て最も重要な政務とされた。徳川百箇條中にも「於鰥寡孤獨輩は尤可加憐是仁政の基」とある。蓋し君臣の關係、父子の如き我が國に於て、父に當らせ給ふ君主が、子たる人民を憐み給ふのは素よりその處で、一夫もその處を得ざるは朕が罪なりと明治天皇が初政の際に宣はせ給ふた所以である。同情及び愛憐の念が、總ての社會政策及び事業の動機とならねばならぬことは、誠が總ての政治の基とならねばならぬ如く、昔より今に至るまで變らないのである。明治天皇の御製に、

ちよろづの民の心をさむるも

いつくしみこそ基なりけり

とあるやうに、仁慈が政治の基調であらねばならぬ如く、社會政策の基調とならねばなら

ぬのである。併し進歩せる現代の社會政策の動機はこれのみに止らないのである。

二は社會公益の要求に基いて起る。これは消極的には社會に起る諸弊を除去して、社會の安寧を計ること、失職者や貧乏人の多きは社會の安寧秩序を維持する所以でないから、これ等を救済し、除去するは社會公益の爲めである。獨逸の疾病保險の序文に「國家が救助を要する人民に就て、從來よりも遙かに多くの考慮を費すことは、人道及び基督教の義務たるばかりでなく、國家保存政策の目的である」と言つたのはこの所以である。積極的には社會公益の要求に基づき、強者の權利に制限を加へ、弱者の權利を保護することである。現代の社會組織は自由制度より成れど、若しも強者の權利の行使が社會の公益を侵害すると認むるときは、直にこれを制限せねばならぬ。嘗て自由放任主義が行はれた時代の如く、無制限の自由は決して許さぬのである。同時に亦被壓迫階級たる貧者を保護し、その獨立を保障し、その利益を擁護し、何人よりも不當に、その利益を侵害せらるることなからしめんとするのである。

三は社會正義の觀念に基いて起る。今日の労働者が労働條件の改善を求むるは、同情や慈善を求むるのでなくて、正義と公平とを求むるのであるが如く、社會政策も多數人民をして、不幸なる境遇に立たしむるは正義公平の觀念に合しない。宜しく社會正義の思想に基づき、勞資間の差別を撤し、人種若しくは階級の差別を去り、或は男女間の差別を罷め、平等を認め、彼等を向上せしめねばならぬ、蓋しこれ社會公共の當然の責任であるといふのである。この正義公平の觀念は現代社會政策の最も重要な動機となつてゐるが、歐米人は僅かにこれを白人民族若しくは自國民の間のみ認め、異民族、異國人に對してはこの觀念を無視し、差別的待遇を爲して憚らないのは矛盾の極である。また我が國の如きも、階級觀念未だ去らず、特殊部落に差別的待遇を與へて、水平社運動を惹起し、勞資階級間に眞の平等を認めないで、労働争議をして常に險惡ならしむる。その他男女間またさうである。これ社會正義の觀念が未だ徹底せぬ爲めである。

かくの如く社會政策は大要以上三の動機に基いて行はれるのであるが、これ等の動機の

總てが、悉く一様に作用するものでない。特殊の政策に於ては、その一若しくは二の動機が主たることがある。例へば彼の賑恤救済といふが如き、窮民に對する政策は慈善の動機に基づくこと多く、また分配の公平を求め、多數民衆の幸福を増進せんとする政策は公益の要求に基づくこと多く、社會的平等を求むる勞働者に對する政策は正義の觀念に基づくことが多いのである。今日の社會問題を解決し、社會政策を行はんとする者は、何によつてこの政策が起るか、何故にこれを行はねばならぬかといふ理由に深く注意せねばならぬのである。

第五章 社會政策各論

一 貧乏絶滅の社會政策

イ、分配の公平と多量を期する政策

分配の公平を期しその多量を得んとするの政策は、主として社會公益の要求に基いて行はれるもので、種々ある。

一、國家が監督及び立法の力によつて、勞資の關係に干涉し、資本は投資價額及び利潤に關して法規を定め、資本家の利益を壟斷するを抑へて、暴利を制限するのである。蓋し私有財産權は認むるも社會的共同生活の目的に反せぬといふことを條件とするので、獨逸の經濟學者シュモーラーの私有財産はたゞ社會に對して大なる義務と負擔に任ずるの條件に於てのみ、これを許すべしといふ意で、自由放任主義の如く、無制限に私有權の行使も

利殖も許さないのである。我が大正七年五月及び十二年九月制定の暴利取締令の如きこの目的で設けたものである。その他日常生活品の管理または價格制定、若しくはそれ等生産利益の配當制限等は推奨さる、一般の政策である。

二、分配の公平を期せしむる爲めに労働者に生産の利益を分配し、若しくは労働者をして産業の統制と管理とに參與せしむることである。

三、は労働者の能率を増進して収入を増加せしむること、積極的には教育を奨励して、労働者の能率の増進を計ること、稍極的には精神及び肉體の疾病を治癒して、能率の低下を防止することの二である。今日の社會事業と稱する感化、矯正、施藥救療及び各種の社會教育事業等は多くこの中に列せられる。蓋し嘗ては社會事業と稱するは慈善事業のことで、救貧防貧といふに過ぎなかつたが、今では労働者保護を基礎として、主として生活の保護若しくは改善を目的とするやうになつたからである。

四、は租稅政策によつて富の分配の不公平を矯正しようとするのである。この二三四に

關する重要な方法の二三を次に紹介するであらう。

最低賃銀法 この法は分配の不公平を矯め、労働者をして収入を多からしむる爲めに定めらる。これまで労働者の受くる賃銀は、傭主と傭者との自由契約によつて定められ、國家はこれに干渉することがなかつた。併し社會的に弱者たる傭者が強者たる傭主と對當の契約をなし得ないから、これを保護し、且つ文明國民として生活するに堪ゆる最低の収入を保證することは極めて必要である。といふ理由によつて定められたもので、一八九四年ニュージーランドに、一八九六年濠洲に設けられたるを始とし、英國では一九一二年石炭工夫の罷業に鑑み、始めてこの法を定めた。その法は全國に一定賃銀を定めないので、先づ地方委員會を設け、委員をしてその地方の状況に應じて、その地方の賃銀を定めしむるのである。併しこの法は未だ總ての産業に施行せらるゝに至らないで、重にスイッチングシステムと稱する産業にのみ施行される。この法の困難なるは最低賃銀を何の點に定むべきかで、若し低くきに過れば、最低の國民的生活を保證しないから效力に乏しく、若し高きに

過れば、現代の産業自由の制度に於ては、傭主が肯じないから行はれないのである。故にこの法の効果は頗る限定されてある。

利益分配法 労働者の収入の増加を計る一の方法に利益分配の法がある。現代の經濟組織に於ては、總ての利益は盡く資本家が收め、労働者は與かり得ない。されば生産より生ずる利益を労働者にも分配するといふは、分配の公平を期するに於て至當のことであらう。併し今日まで行はれたこの方法は、各國共に賞與の形式を以てするのであるが、これは夙に我が國にも行はれたが、極めて不完全の方法で、到底富の分配の公平を期することを得ないのである。何となれば産業經營の全權を有する傭主は、たゞ自己の収益を減ぜざる範圍に於てのみ、分配すべき利益金を提供するのであるから、その利益には頗る局限された限定がある。のみならず傭主はこの法によつて労働者を刺撃して勉強せしめ、能率を増進せしめやうと計る。故に狡猾なる傭主は賃銀を低くして、賞與を多くし、労働者を多く働かしめ、若しその事業の利益なく、損失を來したときには、労働者に低廉な賃銀の外

給する處なくして、その損失を負擔せしむるのである。これこの法が進歩せる労働組合によつて排斥せられる所以である。

産業經營委員會 現代の經濟組織に於ては、産業の管理と經營の權は資本家が占有し、労働者は毫も與からない。かくては分配の公平を期することも、その事業に對する労働の興味も、熱心も起すことが出來ないのである。故に社會主義者は漸に労働者をして、産業の管理經營に參與せしむべきことを主張し、労働者も近時盛にこれを要求し、資本偏重の弊を矯めて、勞資の關係を一層公正ならしめんことを唱導したが、今や各國の政府及び資本家もこの要求を無視し能はぬやうになつた。この傾向として現はれたのが産業經營委員會若しくは工場委員會の制である。英國では一九一六年産業紛議の原因に關し、調査委員を設け、勞資の調和的關係を案出せしめようとしたが、その委員會は同年三月八日常設の勞資合同委員會を各種の産業または職業に設立すべきことを提議した。これによればこの勞資合同委員會を分つて、工場委員會、地方委員會及び全國委員會となし、各種産業に於

ける労働者と雇主との代表者を以て組織し、社會の公益と一致する範圍に於て、その産業に従事する總ての者が、各その立場から、その事業の維持及び發展に關する總てのこゝを論議するを目的とするのである。一九一七年十月二十日労働大臣ロバーツはこの報告に基き、雇主協會及び労働組合の意見を求め、その賛成を得て、大に委員會の設立を奨励したので、勞資合同委員會は各所に組織せらるゝやうになつた。獨逸では更に進んで、法律を以て労働者をして、産業の經營に與からしむること、なした。獨逸議會は一九二〇年一月十八日經營委員會法を可決し、現在二十名以上の従業者を有する總ての種類の産業に於ては、従業者を代表する經營委員會を設置せしむること、した。この委員會は雇主に對して労働者の利益を保護し、且つ工場を完成せんが爲めに、雇主を援助すること、をその職能としたのである。即ち賃銀その他の労働條件の維持、雇入及び解雇に關する評議、企業の經營及び經濟に關する助言等の他に、當該企業の組織に關する労働者の見解及び希望を代表して重役會に列席すべき一名または二名の委員を選任し、その委員は事務上の祕

密に屬し、これが發表は事業の安危に關するが如き事項の外、労働者の利害に影響を及ぼすべき事項は、總て充分なる報告を雇主に對して要求する權利を有した。尙ほ雇主は年四回の報告及び年一回の貸借對照表を委員會に提出せねばならぬといふのである。

工場委員會 我が國に行はるゝ、工場委員會も労働者をして、産業の經營に参加せしむるといふ希望の幾分を實現せしものである。國有鐵道に於ける現業委員會を始めとし、官營の諸工場及び民間各種の工場に於て設置された。その數大正十年十二月末には五十に及んだ。その直接目的は雇主と被備者との意志を疏通し、被備者の幸福を増進するにあつて、被備者の代表者を以て組織せられた。併しこの委員制度は一種の諮問機關たるに過ぎず、その決議には強制力が伴はない。殊に官業の委員制度は大部分懇談制にして、決議をさへ認めないから、前記歐洲の委員會制に比して、著しくその性質を異にするのである。

教育 労働者をして収入を多からしむる有力なる方法の一は、労働能率を發揮して、有

濟を發展せしむる有益な方法である。これをなすには教育の力によつて、勞働者の知能と體力と技倆とを増進せしめ、また勤勉、節約の風を養はねばならぬ。殊に幼少の間に教育訓練することを最も必要とするのである。この目的の爲には國家及び備主等は種々の教育的設備を爲さねばならぬ。殊に勞働者子弟の爲めに特殊の設備を要する。(一) 就學兒童を保護して不就學兒童ならしむること、(二) 小學兒童中の貧困者に營養食物を供給すること、(三) 小學校卒業生に對しては補習教育、徒弟教育を施し、また青年の修養娛樂に關する設備をなすこと、(四) 壯年者に對しては通俗講話、博物館、通俗圖書館、圖書の貸出、演藝、遊戯、娛樂等に關する設備をなすこと、(五) 短期の高等普通教育或は職業教育を授くること等である。教育の進歩は我が國近時の著しき特徴で、就學兒童數は年々増加し、大正十年には九十九パーセント二に達し、實業學校及び同補習學校數は公私共年々増加した。實業學校は大正二年五百十九、生徒七萬四千八百より、十一年には學校六百九十三、生徒十五萬八千八百九十一に達し、補習學校は明治四十二年四千七百九十一、生

徒十九萬二千三百より、大正十一年學校一萬四千八百三十九、生徒九十九萬五千五百三十二に達した。圖書館數は明治四十一年二百、閱覽人員百三十七萬五千四百餘人から、大正十一年二千五十五、閱覽人員千二百七十萬一千餘人に達した。その他各種の社會教育の年々の進歩は頗る著しい。

租稅政策 國家が課稅の方法によりて、富の分配の不平等を矯正し、貧富の懸隔を緩和せんとするは、最も有力なる社會政策の一である。その要は富者に重く課し、貧者に軽く課すること、ロイド・ジョージの廣き肩に重きものを負はしむるといふ方法である。累進所得稅、財産稅、地價差増稅、偶然利得稅及び相續稅等によつて、富者の過當の所得を制限し、また所得稅の免稅點の引上、勤勞所得の輕減及び消費稅の輕減によつて、貧者の負擔を輕減して、富の分配の不平等を矯正しようとするのである。或人は租稅に社會政策を適用するは富者を抑壓し、これを下して貧民と平均せしめようとする方法で、社會の退歩を來す惡政策であると非難するが現代の經濟組織に於て、分配の不公平は避くべからざる

社會の惡現象で、貧乏の第一原因であることを認めたらば、國家が何等かの手段を以てこれを矯正しようとするは、國家當然の職務で、社會公益の要求する處である。且つ既に國家が國內生産の豊富を期して、外國品に保護税を課することを許すならば、社會政策的租税を課して、分配の不平等を矯正せようとするは亦許さねばなるまい。且つこの社會政策的租税の實行は、能く租税の原則に適合し、負擔力の大小に應じて、公平に課税し、國民經濟を害すること少くして、同時に國庫收入を大ならしむることを得るといふ便益があるのである。

累進的直接税 社會的租税政策として、最も必要なるは地租、所得税、財産税等に累進税を課することであるが、特に所得税は他に轉嫁することを得ないで、所得者が必ず納めねばならぬことと、最も能く累進税を適用し納税資力に應じて課し得るといふことによつて、最も社會政策に適する税と稱せられるのである。而して社會政策より見て注意すべきは、累進税を課すること、勤勞所得と財産所得とを區分すること、免税點を定むること、

一定の控除額を設くることの四點である。累進税の許さるゝは經濟學の限界效用の原則により、千圓の所得を有する人と、一萬圓の所得を有する人と共にその一分を支出するとせば、その苦痛は決して同一でなく、壹萬圓の人が百圓を出すは、千圓の人が十圓を出すよりも、遙かに苦痛が尠ないといふ理由に基き、租税の公平原則に戻らぬからである。免税點としては、個人所得に於ては文明國民として最程度の生活費を見積り、これ以下の收入に對しては免税する必要がある。英國は百六十磅以下の收得を免除し、米國は獨身者に對し、二千弗、結婚者に對し四千弗以下を免除してゐる。また少額の所得に對して、先づ若干額を控除するの必要なるは、免税點を設けると同一の理由である。英國は四百磅以下の收入には百六十磅を控除し、七百磅に達するまで、それ夫れ控除してゐる。我が國の所得税も大正九年七月に改正されて以來頗る社會政策的意義を帯ぶるやうになつた。先づ所得を法人所得と個人所得、銀行預金及び公債利子の三に分ち、概して個人所得を重くした。個人所得には八百圓以下の所得を免除し、特に重き累進税を適用し、税率は最低百分の一